

荒川区学校施設建替え計画

素案

令和 8 年 ● 月

荒川区教育委員会

目次

1. はじめに.....	1
(1) 計画の背景・目的.....	1
(2) 計画の位置付け	2
(3) 計画期間	2
2. 学校施設の現状及び将来動向.....	3
(1) 学校施設	3
(2) 学校施設の築年数・劣化状況等.....	5
(3) 学校施設の学級数の現状と将来推計.....	7
荒川区の人口推移と将来ビジョン.....	7
児童・生徒数及び学級数の推移	8
学級数の将来推計	9
(4) 学校施設の配置状況	11
(5) 学校施設の配置状況（築年数別）	13
(6) 学校施設の課題等.....	13
3. 建替えを含めた今後の学校施設のあり方.....	15
(1) 適正配置	15
適正規模の設定.....	15
配置状況の整理.....	19
適正配置の検討方針	27
(2) 小中一貫教育校について	29
小中一貫教育校とは	29
施設形態について	30
小中一貫教育校の必要性について.....	30
小中一貫教育に適した学校施設の在り方.....	31
区内における小中一貫教育校の整備方針.....	32
(3) 特別支援教育等について	33
特別支援教育等の考え方	33
特別支援学級等の設置状況	33
特別支援学級等の整備の方向性	33
(4) 複合化について	35
複合化が考えられる施設用途.....	35
複合化の実施方針	36
4. 建替え方針の検討	37
(1) 建替え対象校の一覧	37

(2)	基本的な考え方	38
(3)	建替えスキームの整理	39
	建替え整備の流れ	39
	関係者の意見聴取・合意形成について	40
	想定工期の検証	40
	標準建替えスキームの設定	41
	建替えの進め方	41
(4)	優先度の整理（築年数、将来推計）	42
5.	代替校舎用地の検討	43
(1)	代替校舎用地確保のための検討	43
(2)	検討 ：公共施設等の活用	43
(3)	検討 ：統合等	43
(4)	検討 ：新たな土地の確保	43
6.	ロードマップ	44
(1)	代替校舎の想定	44
(2)	今後の学校施設の具体的な対応方針	45
	適正配置による見直し	45
	小中一貫教育	45
	特別支援教育等の充実	46
	他の公共施設等との複合化	47
(3)	建替えロードマップ（案）	47
7.	新しい学校施設について	49
(1)	新しい学校の整備方針	49
(2)	学校施設の整備水準	49
(3)	少人数指導について	49
8.	建替えを進めるための課題の整理	50
(1)	代替校舎使用上の課題への対応	50
	通学の方法について	50
	子ども達への対応について	50
	学校施設の利用について（教育活動以外の機能・役割の調整）	50
(2)	プールの効率的な配置	51
(3)	プール拠点校化の課題	52
	拠点校を整備するまでの対応	52
	教育活動以外の機能・役割の調整	52
(4)	建替えに係る概算費用と経費の確保	52
9.	計画の継続的運用	53

(1) 各学校の建替え時の検討の進め方	53
(2) PDCA サイクルによる計画の見直し	53

< 参考 >

児童生徒・教職員へのアンケート結果.....	54
------------------------	----

1. はじめに

(1) 計画の背景・目的

荒川区では、平成 29 年 3 月に全ての公共施設を対象にした総合的なマネジメント計画として、「荒川区公共施設等総合管理計画」を策定しました。この中で、建替えの周期を 80 年と定め、公共施設の今後のあり方を含む基本的な方向性を示しています。

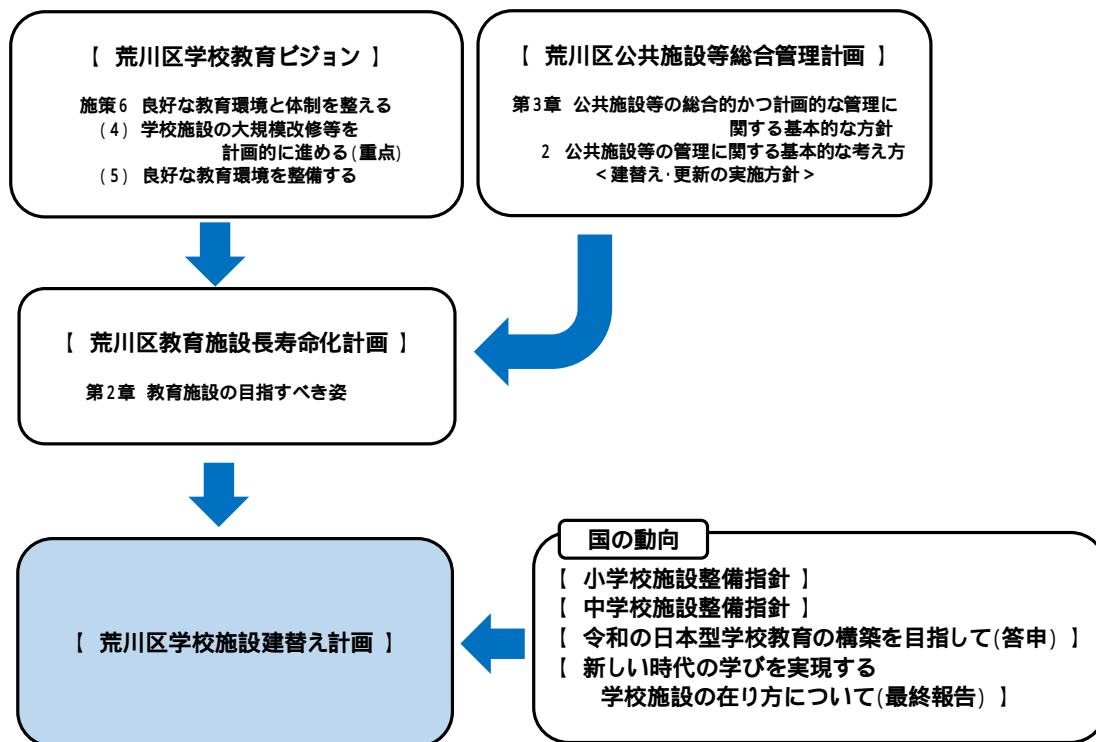
このうち、荒川区の小・中学校は、公共施設延床面積全体の約 5 割を占めています。昭和 30 年代から 40 年代の高度経済成長期における急激な児童生徒数の増加に合わせて集中的に整備され、老朽化が目立つようになってきました。現在、半数以上の学校施設が築 50 年を超えており、今後一斉に大規模改修や建替えの時期を迎えます。そこで教育委員会では、区財政の平準化や耐用年数に応じた中長期的な施設整備の具体的な方針・行動を示す、「荒川区教育施設長寿命化計画」を令和 2 年 7 月に策定しました。

さらに、35 人学級の導入により必要な普通教室数が増えているとともに、一部地域では大規模再開発や新規マンション建設等により児童生徒の大幅な増加が見込まれているため、対応を検討することが必要です。また、バリアフリー化、環境対策、避難所機能等にも課題があり、新しい時代の学びを実現するため、様々な教育課題や多様な学習活動に柔軟に対応できる学習・執務空間の整備が求められています。

今後、学校施設は、築年数 80 年までに建替えが必要となりますが、対象校数の多さや狭隘な学校敷地の現況を踏まえると、計画的に整備を進めていく必要があります。

(2) 計画の位置付け

本計画は、現行の区の上位計画をはじめ、関係する各分野の計画等と整合を図りつつ、耐用年数までに学校施設の建替えを計画的に行っていくための具体的な整備方針やロードマップを策定するものです。なお、上位計画等の改定・変更等があった場合、整合を図るよう計画の見直しや改定を検討します。



(3) 計画期間

本計画の期間は、令和2年7月に策定した荒川区教育施設長寿命化計画における期間と整合を図り、令和8年度から概ね30年程度とします。ただし、財政状況の動向や児童生徒数の推移の変化もあることから、概ね5年ごとに見直し、教育環境を取り巻く変化に柔軟に対応するため必要に応じて計画の修正・改定を行うこととします。

2. 学校施設の現状及び将来動向

(1) 学校施設

荒川区には、小学校 24 校、中学校 10 校、幼稚園・こども園 6 園があります。

令和 8 年度末で、町屋幼稚園及び汐入こども園は閉園予定。

図表 2 - 1 . 学校施設一覧

施設名	所在地	敷地面積	運動場面積	延床面積	用途地域	接道道路幅員
瑞光小学校	南千住 1-51-1	6,977 m ²	2,950 m ²	5,306 m ²	近隣商業地域/ 準工業地域	4.1m
第二瑞光小学校	南千住 5-8-1	4,710 m ²	2,798 m ²	4,173 m ²	近隣商業地域/ 準工業地域	5.9m
第三瑞光小学校	南千住 7-9-1	5,334 m ²	1,964 m ²	5,730 m ²	準工業地域	6.3m
汐入小学校	南千住 8-2-3	10,410 m ²	3,449 m ²	11,415 m ²	第一種住居地域	12.0m
汐入東小学校	南千住 8-9-3	3,200 m ²	(1,400 m ²)	9,573 m ²	第一種住居地域	12.0m
第六瑞光小学校	南千住 1-4-11	7,328 m ²	3,116 m ²	3,730 m ²	準工業地域	5.0m
峡田小学校	荒川 3-77-1	6,625 m ²	2,841 m ²	8,346 m ²	商業地域/ 準工業地域	34.9m
第二峡田小学校	荒川 2-30-1	5,746 m ²	2,863 m ²	4,921 m ²	準工業地域	6.0m
第三峡田小学校	荒川 1-43-1	5,115 m ²	1,902 m ²	4,818 m ²	商業地域/ 近隣商業地域/ 準工業地域	8.9m
第四峡田小学校	町屋 2-11-6	8,568 m ²	3,418 m ²	5,272 m ²	準工業地域	6.0m
第五峡田小学校	町屋 3-17-24	7,259 m ²	4,256 m ²	5,717 m ²	準工業地域	5.1m
第七峡田小学校	町屋 8-19-12	10,573 m ²	4,179 m ²	5,037 m ²	準工業地域	8.0m
第九峡田小学校	荒川 6-8-1	6,041 m ²	3,023 m ²	5,012 m ²	商業地域/ 近隣商業地域/ 準工業地域	4.5m
尾久小学校	東尾久 5-6-7	8,810 m ²	3,194 m ²	5,840 m ²	商業地域/ 近隣商業地域/ 準工業地域	33.0m
尾久西小学校	西尾久 5-27-12	8,634 m ²	4,218 m ²	6,638 m ²	準工業地域	7.2m
尾久第六小学校	西尾久 8-26-9	7,933 m ²	2,432 m ²	6,256 m ²	第一種住居地域	8.2m
赤土小学校	東尾久 2-43-9	6,438 m ²	2,995 m ²	6,518 m ²	商業地域/ 準工業地域	25.0m
大門小学校	町屋 4-27-8	7,273 m ²	2,683 m ²	5,963 m ²	近隣商業地域/ 準工業地域	14.0m
尾久宮前小学校	西尾久 1-4-17	5,382 m ²	1,800 m ²	5,229 m ²	準工業地域	6.0m
第一日暮里小学校	西日暮里 3-7-15	4,689 m ²	1,489 m ²	3,233 m ²	第二種中高層住居専用地域	5.3m
第二日暮里小学校	東日暮里 5-2-1	3,697 m ²	1,312 m ²	5,504 m ²	商業地域/ 準工業地域	15.0m

第三日暮里 小学校	東日暮里 3-10-17	6,214 m ²	2,428 m ²	7,079 m ²	商業地域/ 準工業地域	14.6m
第六日暮里 小学校	西日暮里 6-35-16	4,150 m ²	1,774 m ²	4,440 m ²	準工業地域	7.0m
ひぐらし小学校	西日暮里 2-32-5	5,843 m ²	1,861 m ²	8,170 m ²	準工業地域	6.0m
第一中学校	荒川 1-30-1	8,447 m ²	2,613 m ²	7,601 m ²	準工業地域	7.0m
第三中学校	南千住 8-10-1	10,560 m ²	4,928 m ²	9,397 m ²	第一種住居地域	12.0m
第四中学校	荒川 6-57-1	5,537 m ²	1,883 m ²	5,358 m ²	準工業地域	4.6m
第五中学校	町屋 1-37-16	10,853 m ²	6,300 m ²	5,589 m ²	準工業地域	12.0m
第七中学校	西尾久 4-30-28	7,009 m ²	4,253 m ²	5,945 m ²	準工業地域	11.1m
第九中学校	東尾久 2-23-5	7,628 m ²	2,763 m ²	6,846 m ²	準工業地域	5.4m
尾久八幡中学校	西尾久 3-14-1	6,666 m ²	(7,071 m ²)	9,234 m ²	第一種住居地域	7.0m
南千住第二 中学校	南千住 7-25-1	7,867 m ²	3,620 m ²	7,998 m ²	準工業地域	5.5m
原中学校	町屋 5-12-6	9,664 m ²	4,362 m ²	7,541 m ²	準工業地域	8.0m
諏訪台中学校	西日暮里 2-36-8	9,204 m ²	1,677 m ²	9,683 m ²	準工業地域	6.0m
諏訪台中第二校 庭(体育館含む)	西日暮里 6-47	3,944 m ²	2,340 m ²	646 m ²	準工業地域	4.6m
南千住第二 幼稚園	南千住 8-2-1	2,090 m ²	1,216 m ²	720 m ²	第一種住居地域	22.0m
町屋幼稚園	第七峡田小内	七峡小	252 m ²	857 m ²	準工業地域	8.0m
花の木幼稚園	荒川 5-41-4	941 m ²	300 m ²	833 m ²	準工業地域	4.7m
尾久第二幼稚園	尾久第六小内	尾六小	420 m ²	864 m ²	第一種住居地域	8.2m
日暮里幼稚園	東日暮里 6-49-21	1,144 m ²	525 m ²	849 m ²	準工業地域	4.4m
汐入こども園	汐入東小内	汐入東小	500 m ²	1,522 m ²	第一種住居地域	12.0m

汐入東小は、都立汐入公園多目的広場を平日及び学校が使用する休日について、東京都より学校としての使用許可を得ている。

尾久八幡中は、区民運動場を平日午後7時までを学校利用としているほか、休日に学校で使用する場合には優先的に借り受けている。

接道道路幅員は、敷地に接道している最も広い道路の幅員を記載している。

(2) 学校施設の築年数・劣化状況等

学校施設の竣工年、築年数（令和 8 年度末時点）、劣化状況（荒川区教育施設長寿命化計画策定時点）、築 80 年となる年度は以下のとおりです。令和 20 年から令和 31 年までは毎年築 80 年となる施設があり、同一年に 3 ～ 4 校が固まっている年もある状況です。劣化状況は築年数との相関は見られませんが、耐震安全性は確保されています。

なお、令和 8 年度で閉園となる町屋幼稚園は建替えの対象外とします。また、諏訪台中第二校庭（体育館含む）の建替えは別途検討するものとします。

図表 2 - 2 . 学校施設の築年数・劣化状況等

施設名	竣工年 1	R 8 年度末 時点 築年数	耐震安全性			長寿命化 判定	劣化状況 (健全度) 2	築 80 年 到達年
			基 準	診 断	補 強	圧縮強度		
第二峡田小学校	昭和 34 年	68	旧	済	済	○	62	令和 20 年
赤土小学校	昭和 34 年	68	旧	済	済	○	75	令和 20 年
尾久宮前小学校	昭和 34 年	67	旧	済	済	○	77	令和 21 年
第九中学校	昭和 36 年	66	旧	済	済	○	78	令和 22 年
第四峡田小学校	昭和 36 年	65	旧	済	済	○	68	令和 23 年
第一中学校	昭和 36 年	65	旧	済	済	○	69	令和 23 年
第四中学校	昭和 36 年	65	旧	済	済	○	84	令和 23 年
第七中学校	昭和 36 年	65	旧	済	済	○	77	令和 23 年
大門小学校	昭和 38 年	64	旧	済	済	○	68	令和 24 年
瑞光小学校	昭和 39 年	63	旧	済	済	○	55	令和 25 年
第六瑞光小学校	昭和 40 年	62	旧	済	済	○	65	令和 26 年
第六日暮里小学校	昭和 39 年	62	旧	済	済	○	78	令和 26 年
第七峡田小学校	昭和 41 年	61	旧	済	済	○	82	令和 27 年
第九峡田小学校	昭和 41 年	61	旧	済	済	○	64	令和 27 年
第一日暮里小学校	昭和 40 年	61	旧	済	済	○	80	令和 27 年
第三瑞光小学校	昭和 42 年	60	旧	済	済	○	78	令和 28 年
第二瑞光小学校	昭和 43 年	59	旧	済	済	○	75	令和 29 年
尾久小学校	昭和 43 年	59	旧	済	済	○	78	令和 29 年
第五中学校	昭和 43 年	59	旧	済	済	○	69	令和 29 年
諏訪台中学校第二校庭 (体育館含む)	昭和 43 年	59	旧	済	済	-	50	令和 29 年
尾久西小学校	昭和 44 年	58	旧	済	不要	○	86	令和 30 年
第五峡田小学校	昭和 45 年	57	旧	済	済	○	62	令和 31 年
第三峡田小学校	昭和 48 年	54	旧	済	済	○	69	令和 34 年
尾久第六小学校	昭和 48 年	54	旧	済	不要	○	56	令和 34 年
町屋幼稚園	昭和 49 年	53	旧	済	不要	○	76	令和 35 年
花の木幼稚園	昭和 51 年	50	旧	済	不要	○	75	令和 38 年
日暮里幼稚園	昭和 53 年	49	旧	済	済	○	84	令和 39 年
第二日暮里小学校	昭和 56 年	45	旧	済	不要	○	78	令和 43 年
第三日暮里小学校	昭和 57 年	44	新	-	-	○	75	令和 44 年

南千住第二中学校	平成 1 年	38	新	-	-	-	78	令和 50 年
ひぐらし小学校	平成 3 年	36	新	-	-	-	62	令和 52 年
尾久第二幼稚園	平成 5 年	34	新	-	-	-	67	令和 54 年
峡田小学校	平成 7 年	31	新	-	-	-	82	令和 57 年
原中学校	平成 9 年	30	新	-	-	-	75	令和 58 年
諏訪台中学校	平成 13 年	26	新	-	-	-	81	令和 62 年
南千住第二幼稚園	平成 13 年	26	新	-	-	-	82	令和 62 年
汐入小学校	平成 13 年	25	新	-	-	-	81	令和 63 年
第三中学校	平成 13 年	25	新	-	-	-	68	令和 63 年
汐入東小学校	平成 22 年	17	新	-	-	-	91	令和 71 年
汐入子ども園	平成 22 年	17	新	-	-	-	90	令和 71 年
尾久八幡中学校	平成 25 年	14	新	-	-	-	93	令和 74 年

1:劣化状況は「荒川区教育施設長寿命化計画」から。劣化状況は1番健全度の低い棟の数値を記載しています。

2:健全度とは、各学校施設の5部位(屋根、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備)について劣化状況を4段階で評価し、100点満点で数値化した評価指標です。「(ア)部位の評価点」と「(イ)部位のコスト配分」を下表のように定め、「(ウ)健全度」を100点満点で算定します。数値が小さいほど劣化が進んでいることを示し、文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」では、健全度が40点未満の建物は優先的に対策を講じることが望ましいとされています。

(ア) 部位の評価点

部位	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

(イ) 部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	5.1
2 外壁	17.2
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 機械設備	7.3
合 計	60.0

(ウ) 健全度

$$\text{健全度} = \text{総和 (部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分)} \div 60$$

※ 100点満点とするためにコスト配分の合計で割っています。

文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」から

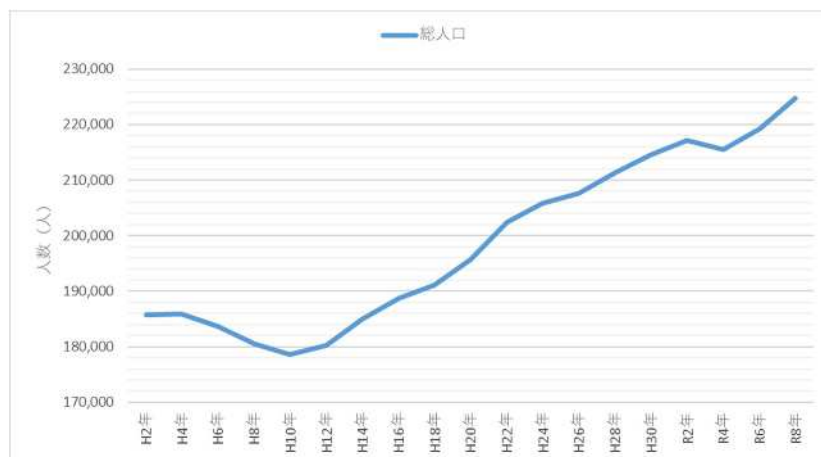
(3) 学校施設の学級数の現状と将来推計

荒川区の人口推移と将来ビジョン

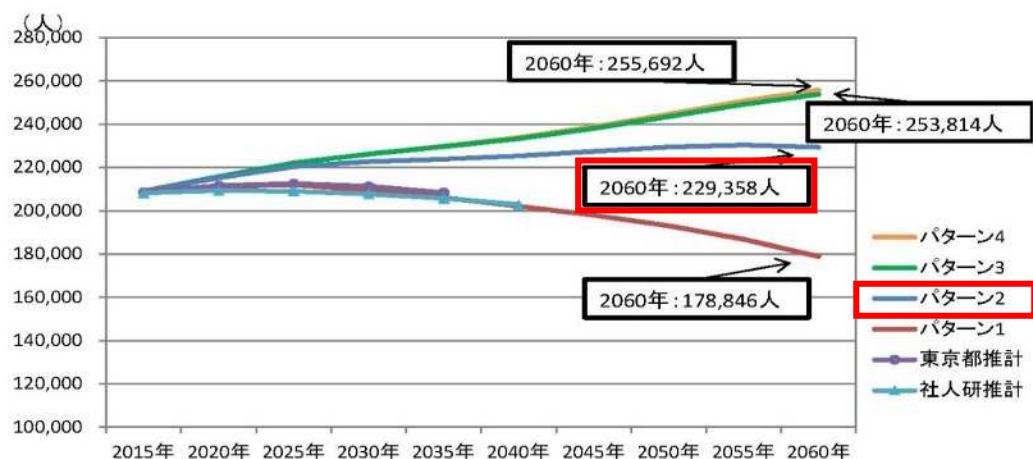
荒川区の総人口の推移を見ると、平成10年を底に人口は減少から増加に転じ、現在も増加傾向となっています。「荒川区人口ビジョン」では、荒川区独自の将来人口推計結果を算出し、出生率の向上及び定住人口の拡大を図ることで2060年時点で229,358人の人口規模としており、今後も人口は増加傾向と想定しています。一方で、荒川区の合計特殊出生率は平成26年1.34から減少傾向にあり令和5年では1.10となっています。23区内では比較的高い数値ですが全国平均よりは低くなっています。

図表2-3 荒川区の総人口の推移 住民基本台帳（各年1月1日時点）から

年	H2年	H6年	H10年	H14年	H18年	H22年	H26年	H30年	R4年	R8年
総人口	185,753	183,602	178,640	185,057	191,096	202,414	207,635	214,644	215,543	224,784



図表2-4 荒川区の将来人口推計（総人口：2060年） 「荒川区人口ビジョン」から

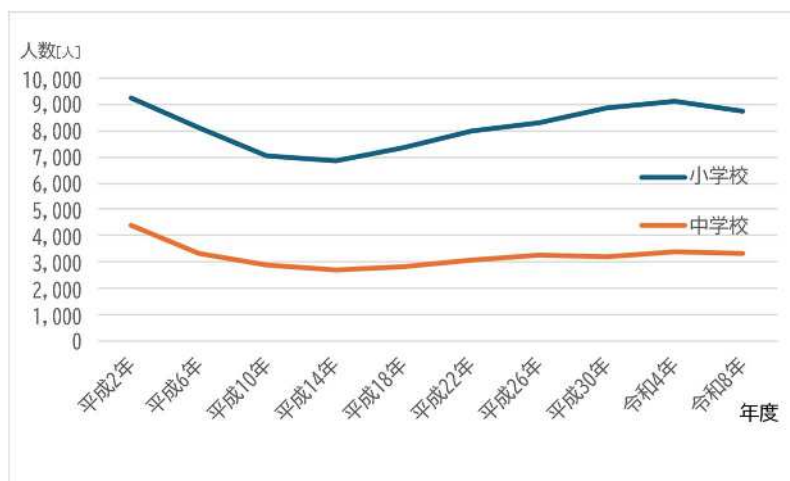


児童・生徒数及び学級数の推移

荒川区の児童・生徒数は、平成の初期には減少傾向が続いていましたが、平成 14 年頃から区全体の人口推移と同様に増加へと転じました。令和 3 年度まではこの増加傾向が維持されたものの、令和 4 年以降は微減で推移しています。児童・生徒数の増加および 35 人学級への移行に伴い学級数も増加したことから、空き教室等の普通教室への転用や増設校舎により普通教室を確保しています。

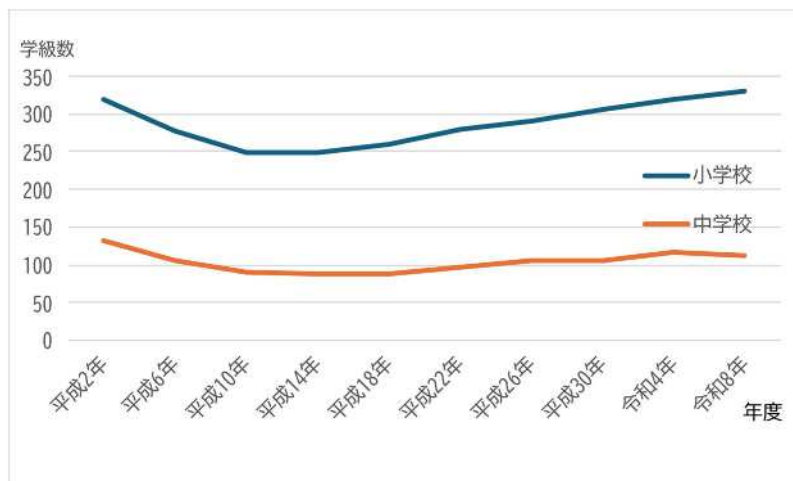
図表 2 - 5 . 児童・生徒数の推移

年	H2 年	H6 年	H10 年	H14 年	H18 年	H22 年	H26 年	H30 年	R4 年	R8 年
小学校	9,245	8,097	7,061	6,840	7,382	8,018	8,309	8,900	9,107	8,770
中学校	4,430	3,323	2,888	2,725	2,822	3,057	3,258	3,182	3,389	3,339



図表 2 - 6 . 学級数の推移

年	H2 年	H6 年	H10 年	H14 年	H18 年	H22 年	H26 年	H30 年	R4 年	R8 年
小学校	319	277	249	249	260	279	290	307	320	331
中学校	133	105	90	88	89	96	105	106	116	112



学級数の将来推計

学校施設の学級数、現施設で対応可能な学級数、将来推計、現施設で対応が困難となる年度等の将来推計は以下のとおりです。

なお、将来推計は下記の前提で行っています。

- ・ 学齢数に新規マンション等による今後の児童生徒の出現数等を加味したうえで、過去 5 年間の入学率の調整平均を乗じています。
- ・ 再開発事業に伴う児童生徒数も加味し、三河島駅前北地区（通学区域をひぐらし小から峡田小へ、諏訪台中から第四中へ変更）西日暮里駅前地区（通学区域を第一日暮里小学校から第六日暮里小学校へ変更）についてそれぞれ入居開始時期、ファミリー世帯数等を想定して推計しています。
- ・ 学齢人口は、令和 8 年から令和 14 年までは、住民基本台帳の実数、未出生（小学生は令和 15 年以降、中学校は令和 21 年以降）については、1 年目までは過去 5 年間の新 1 年生の学齢数の調整平均値とし、2 年目以降は前年比で東京都推計の増減率としています。
- ・ 推計した年度を含む 20 年間を推計しています。（令和 27 年度まで）

小学校については、マンション建設の動向、少子化の影響、入学率等を踏まえると令和 14 年度までは現状とほぼ同程度もしくは微減で推移となります。その後、令和 15 年度頃からは、増加に転じる推計となっています。

中学校については、令和 10 年度までに 35 人学級となるため、数年間は学級数が増える見込みです。その後は、少子化等の影響もありいったん減少するものの、令和 20 年度頃からは、増加に転じる推計となっています。

1. 小学校の学級数の推移

図表 2 - 7 . 学級数の現状と将来推計

…教室不足が想定される年度

学校名	教室数 (最大)	3年度 実績	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度 推計結果	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
未出生の児童数を推計で算出した上での推計結果																										
瑞光	20	18	18	18	18	18	18	17	17	17	17	17	17	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
第二瑞光	12	8	8	9	9	10	9	10	10	10	11	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
第三瑞光	26	21	22	22	22	22	21	20	19	19	19	19	19	20	21	21	22	23	24	24	24	24	24	24	23	22
汐入	26	21 (3)	22 (3)	22 (3)	23 (3)	23 (3)	23 (3)	22	21	20	19	17	17	17	17	17	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
汐入東	23	21	20	18	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
第六瑞光	7	6 (4)	6 (4)	6 (4)	6 (4)	6 (4)	6 (4)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
峡田	25	12 (3)	12 (5)	12 (5)	12 (5)	12 (5)	13 (5)	13	13	14	15	16	16	18	20	21	22	23	24	24	24	24	24	24	23	22
第二峡田	14	12	12	12	12	11	10	10	10	9	9	10	11	11	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
第三峡田	9	6 (4)	6 (4)	6 (4)	6 (4)	6 (4)	6 (4)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
第四峡田	15	12	12	13	13	12	12	12	12	12	12	12	13	13	13	13	13	14	13	13	13	13	13	12	12	12
第五峡田	19	14	15	15	15	15	15	14	13	12	12	12	12	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
第七峡田	14	12	12	12	11	12	12	12	11	11	11	11	11	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
第九峡田	13	6	7	8	8	9	9	9	9	10	11	11	12	14	15	16	17	18	18	18	18	17	16	15	14	13
尾久	18	14	14	14	14	14	14	14	14	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
尾久西	19	13 (3)	14 (3)	15 (3)	16 (3)	17 (3)	18 (3)	18	18	18	17	17	17	17	17	17	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
尾久第六	15	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
赤土	21	17	18	19	19	19	19	18	18	18	18	19	19	19	19	19	19	18	18	18	18	18	18	18	18	18
大門	13	8 (3)	9 (2)	10 (3)	11 (2)	12 (3)	13 (4)	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
尾久宮前	15	12	12	12	11	11	11	11	11	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
第一日暮里	8	6	6	6	7	7	6	6	6	6	7	7	8	8	8	9	9	10	10	11	11	10	9	8	7	6
第二日暮里	14	10	9	11	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	13	14	15	16	16	16	15	14	13	12
第三日暮里	18	13	14	14	14	14	13 (1)	13	14	15	15	15	15	16	16	16	17	17	18	18	18	18	18	18	18	18
第六日暮里	8	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	11	12	12	12	13	14	15	16	17	18	18	18	17
ひぐらし	24	17	17	17	17	18	19	19	19	20	20	20	20	21	21	22	22	23	23	24	23	22	22	21	20	19

35人学級制(小学校については、令和7年度において全学年が35人学級となっている。)及び再開発事業の影響を反映した学級数である。

()は、特別支援学級数を反映した。なお、第三峡田小学校は通級児童学級数を反映した。

再開発事業について、三河島駅北北(通学区域: 峡田小学校(ひぐらし小学校から変更する予定))は令和12年度入居開始、西日暮里駅前(通学区域: 第一日暮里小学校)は令和15年度入居開始を想定した。

西日暮里駅前再開発事業の影響を鑑み、通学区域を第一日暮里小学校から第六日暮里小学校へ変更し推計した。

2. 中学校の学級数の推移

学校名	教室数 (最大)	3年度 実績	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度 推計結果	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
未出生の児童数を推計で算出した上での推計結果																										
第一	13	9 (4)	10 (4)	9 (4)	9 (4)	9 (3)	10 (3)	11	11	11	11	11	10	9	9	9	10	11	11	11	11	12	12	12	12	12
第三	16	14 (1)	14 (2)	14 (2)	13 (1)	12 (1)	12 (2)	12	12	12	11	10	9	9	9	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6
第四	13	9 (2)	9 (3)	9 (3)	9 (3)	9 (3)	9 (3)	10	11	11	11	10	10	11	11	11	11	12	13	14	15	15	16	17	18	17
第五	12	8	8	9	9	7	6	6	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	7	8	9	9	9	9	9	9
第七	13	9	9	7	7	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
第九	10	8	8	7	6	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
尾久八幡	15	12 (3)	11 (3)	12 (3)	13 (3)	12 (2)	13 (2)	13	14	14	15	14	13	12	12	12	11	11	11	12	12	12	12	12	12	12
南千住第二	16	12	13	12	13	13	13	13	14	14	13	12	12	12	12	13	13	13	13	14	15	15	15	15	15	15
原	13	8	9	9	9	9	10	10	11	10	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
諏訪台	18	13	13	14	14	13	15	16	17	16	16	15	16	16	17	17	18	18	19	19	20	19	20	21	21	21

35人学級制(中学校については、令和8年度以降1年生から段階的に導入されるものと想定した学級数である。)及び再開発事業の影響を反映した学級数である。

()は、特別支援学級数を反映した。

再開発事業について、三河島駅北北(通学区域: 第四中学校(諏訪台中学校から変更する予定))は令和12年度入居開始、西日暮里駅前(通学区域: 諏訪台中学校)は令和15年度入居開始を想定した。

(4) 学校施設の配置状況

小学校、中学校、幼稚園・こども園の配置状況は下図のとおりです。区内全域に概ね均等に配置されています。小・中学校は地震時の一次避難所及び一時集合場所に指定されています(汐入東小は一次避難所のみ。諏訪台第二校庭は一時集合場所のみ)。また、水害時においては、第一日暮里小学校以外の小・中学校が避難場所として指定されています。(第一日暮里小学校は土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域となっています。)

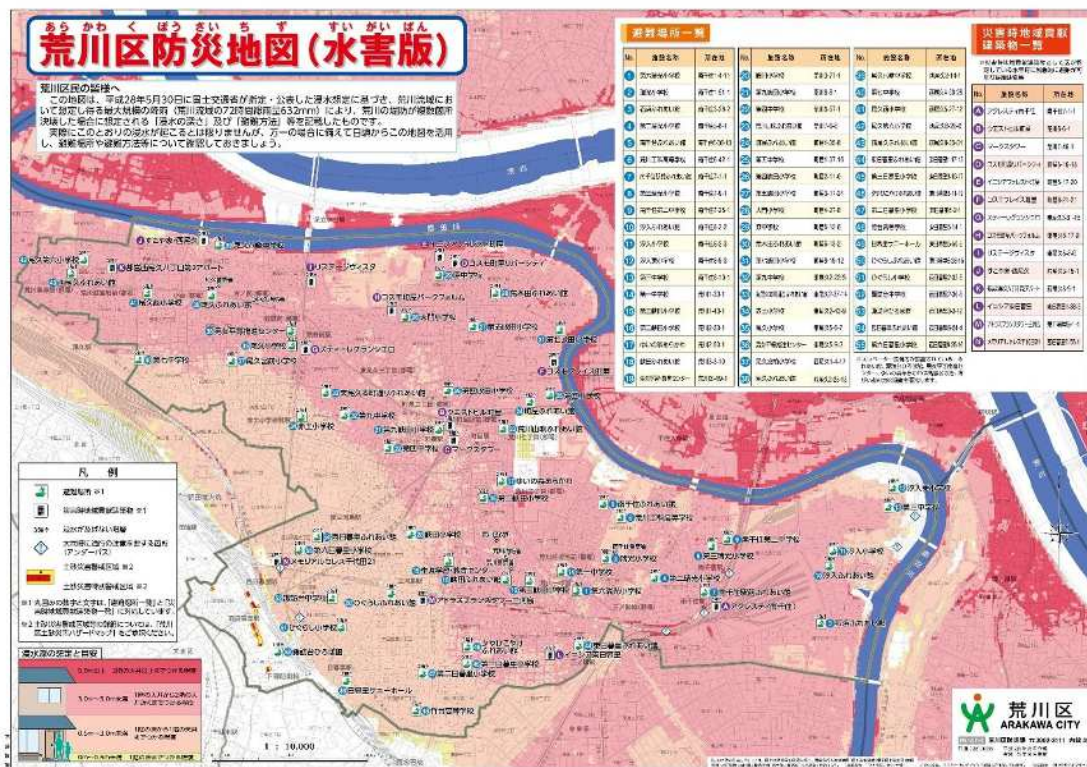
一次避難所：災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった被災者に対し、宿泊や給食等の救援救護を実施する場所。

一時(いっとき)集合場所：広域避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する場所。

図表 2 - 8 . 学校施設の配置状況



図表 2-9. 防災地図（水害版）



図表 2-10. 防災地図（地震版）



(5) 学校施設の配置状況（築年数別）

各施設の築年数別の配置状況は下図のとおりです。築 60 年以上の施設が区内全域に多く配置されている状況です。

図表 2-11. 学校施設の配置状況（築年数別）



(6) 学校施設の課題等

区の学校施設は、半数以上が築 50 年を超え、老朽化が進行しています。令和 2 年 7 月に策定した「荒川区教育施設長寿命化計画」に基づき、学校施設や設備の維持と利便性向上のための大規模改修及び中規模改修に加え、建替えも着実に実施することが必要になります。

また、近年増加傾向にある特別な支援を要する児童生徒や不登校の児童生徒を支援するための諸室やスペースが現在の学校施設には十分に整備されているとは言えないため、建替えに合わせて充実を図る必要があります。

現在の区の学校施設における課題等は以下のようなものが挙げられます。

< バリアフリーの推進 >

エレベーターや段差解消機、階段昇降機が設置されている学校は、小学校 6 校（約 25%）、中学校 5 校（50%）になり、全体で 11 校（約 32%）にとどまっています。国では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の

改正により、令和 12 年度末までに要配慮児童生徒等が在籍する学校にはエレベーターを整備することが努力義務となりました。

学校は、児童生徒の学び舎であると同時に、地域住民の交流拠点や、災害時の避難所となることから、建替え時だけでなく、既存施設においてもエレベーターの設置等バリアフリーを推進していく必要があります。

なお、バリアフリースイレについては、令和 7 年度末で小学校・中学校全校に設置が完了しました。

<安全対策>

児童生徒の安全対策として、全校に防犯カメラ、機械警備、非常通報装置（学校 110 番）を設置・導入しています。また、小学校では全校に「スクール安全ステーション」を設置しています。さらに、小学校 8 校（約 33%）、中学校 1 校（10%）、幼稚園全園（100%）で玄関のオートロック化を実施してきました。しかし、全国では学校施設への不審者等の侵入事件等が後を絶たないため、引き続き児童生徒の安全強化に努めていく必要があります。

<環境対策>

平成 14 年度から全小・中学校の普通教室、習熟度教室、学校図書館、特別教室等に順次冷暖房機を設置してきました。さらに、災害時に避難所となる体育館についても、令和元年度に設置を完了しています。令和 7 年度で全校の給食室においても設置が完了しました。しかし、近年の深刻な気候変動等により、既存の冷暖房機だけでは十分な効果が発揮されない状況が一部で見られます。

校舎については、鉄骨造と比べて断熱性能が高いと言われている鉄筋コンクリート造ですが、窓ガラス等への対策等、性能やコスト面など様々な視点をもって検討を進めます。体育館については、鉄骨造の学校も多く、断熱性能に課題があるため、屋根全面改修時に断熱化工事を実施するとともに、遮熱カーテンやシートなど簡易的に実施できる対策についても検討を進めていきます。また、令和 7 年度から令和 9 年度にかけて全校の照明の LED 化を進めています。

3. 建替えを含めた今後の学校施設のあり方

(1) 適正配置

適正規模の設定

■ 国の基準・指針

国の基準・指針では学校の規模は小学校・中学校とも 12 学級～18 学級を標準としています。また、小規模校・大規模校について留意する規模の目安が示されています。なお、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成 27 年 1 月）」については改訂が検討されており、令和 8 年 3 月 31 日に『「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議議論のまとめ』が発表されていますが、「基本的考え方は引き続き妥当」とされています。

■ 学校教育法施行規則【昭和 22 年文部省令第十一号】

第四十一条：小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条：第四十一条から～（中略）～までの規定は、中学校に準用する。

■ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

【（昭和 33 年政令第 189 号）】

第四条：法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

一：学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあってはおおむね十八学級から二十七学級までであること。

二：通学距離が、小学校にあってはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね六キロメートル以内であること。

2：五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。

■ 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

【平成 27 年 1 月】（文部科学省）

（望ましい学級数の考え方）

○ 全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには 1 学年 2 学級以上（12 学級以上）ある

ことが望ましいものと考えられます。

○ 免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

【学校規模の標準を下回る場合の対応の目安】

小学校の場合

【1～5学級：複式学級が存在する規模】【6学級：クラス替えができない規模】

学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

【7～8学級：全学年ではクラス替えができない規模】

今後の児童数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

【9～11学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模】

児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

中学校の場合

【1～2学級：複式学級が存在する規模】【3学級：クラス替えができない規模】

学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

【4～5学級：全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模】

今後の生徒数の予測等を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、3学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

【6～8学級：全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模】

生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

【9～11学級：全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模】

生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

【大規模校及び過大規模校について】

○ 学校の分離新設、通学区域の見直し、学校施設の増築のほか、学校規模は見直さず、例えば教頭を複数配置すること、学年団の機能を高める観点からミドルリーダーの役割を果たす教員を配置すること、教職員数を増やすこと等により適正な学校運営を図るといった工夫も考えられます。なお、文部科学省では、従来から25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校とした上で、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促してきており（後略）

【通学距離による考え方】

○ 徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で 4 km 以内、中学校で 6 km 以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。

【通学時間による考え方】

○ 通学時間について、「おおむね 1 時間以内」を一応の目安

■ 公立学校施設整備事務ハンドブック

過大規模校の取扱い（負担金事業概要通知）

小中学校の新設に当たっては、将来とも 31 学級以上の過大規模校とならないよう配慮する（中略）過大規模校の新增築事業等については、過大規模校において生じうる課題に対し、教育上支障が生じることがないように十分な検討に基づく適切な対応が行われたものについて、国庫負担を行うこととする。

また、義務令第 4 条で定める「適正な規模」を超える義務教育学校にあっても、小中学校における扱いを踏まえつつ、適切な対応が行われたものについて、国庫負担を行うこととする。

■ 他自治体事例

他自治体では、国の基準を適正規模の標準としつつ、自治体ごとに許容範囲を定めています。通学距離については国の基準より短い 1 ～ 2 km を目安としています。

【参考】歩行速度について

成人：80m/min 不動産の表示に関する公正競争規約（表示規約）→ 4.8 km/h

5 ～ 9 歳：59.2m/min 歩行の科学（阿久津邦男）→ 3.6km/h

10 ～ 14 歳：66.5m/min 同上 → 4.0km/h

■ 荒川区の学校の適正配置基準

荒川区小中学校適正配置等審議会の第一次答申（昭和 60 年）において、適正規模を小学校 12～18 学級、中学校 9～18 学級とし、通学距離を小学校 500m 以内、中学校 1km 以内が望ましいと示されていましたが、国の方針、他自治体事例、区内の現状を鑑み、区立小・中学校の適正規模の基準は、以下のとおりとします。

小学校 12～18 学級（19～24 学級は許容範囲） 通学距離 1 km 以内

全学年でクラス替えを可能とし、同学年に複数の教員を配置するため、1 学年 2 学級～3 学級を基本に 12 学級～18 学級とします。再開発等による局所的な学級数の増加がある場合、1 学年 4 学級程度（19 学級～24 学級）は許容範囲とします。通学距離は現状を鑑みて 1 km を目安とします。

中学校 12～18 学級（9～11 学級は許容範囲） 通学距離 2 km 以内

生徒同士の交流や、学習面・部活動の充実のため、1 学年 4 学級～6 学級を基本に 12 学級～18 学級とします。ただし、現状の学校配置のバランスを考慮し、1 学年 3 学級程度（9 学級～11 学級）は許容範囲とします。通学距離は現状を鑑みて 2 km を目安とします。

小中一貫校・義務教育学校 18～27 学級（28～36 学級は許容範囲）

通学距離は小学校、中学校の基準に倣う

国の示す標準規模である 18～27 学級を基本に、小学校・中学校の適正規模を踏まえて 28～36 学級を許容範囲とします。通学距離は小学校・中学校の目安をそれぞれ適用します。

上記基準（許容範囲を含む）を、大幅に下回る場合には統合等を検討します。

なお、特別支援学級がある学校については、特別支援学級の学級数の状況も含めて検討します。以下は、学校規模の標準を下回る場合の対応の目安になります。

学級数	規模の特徴	検討の要否
小学校：1～5 学級 中学校：1～2 学級	複式学級が存在する規模	学校統合等により、適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
小学校：6 学級 中学校：3 学級	クラス替えができない規模	
小学校：7～8 学級 中学校：4～5 学級	全学年ではクラス替えができない規模	学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
小学校：9～11 学級	半分以上の学年でクラス替えができる規模	児童生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
中学校：6～8 学級	全学年がクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模	
中学校：9～11 学級	全学年がクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模	

（平成 27 年文部科学省：「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」より抜粋）

配置状況の整理

■ 学校規模

(小学校)

全体的に適正規模もしくは適正規模をやや下回る学校が多い一方で19学級を超える大規模校もあり学校ごとの学級数の差が大きくなっています。学校間の距離は500mを切る近接配置の学校も多くあり、隣接する学校での学級数の差が大きい学校も見受けられます。

将来推計では、マンションの建設や再開発の影響で全体的に学級数が増加する予測となっており、現在小規模校となっている学校も適正規模範囲の学級数となる学校が多くあります。特に峡田・日暮里地区は急激な学級数の増加が見込まれます。一方で現在学級数の多い南千住駅東側で学級数の減少が見込まれます。

総学級数を適正規模で割ると、現在が18～26校。将来推計が19～28校となります。現学校数は24校のため、学校数は適正な範囲といえます。

【学級数の推計と配置状況（小学校）】

図表3-1. 令和8年度の学級数



図表 3 - 2 . 令和 17 年度の学級数（推計）



図表 3 - 3 . 令和 27 年度の学級数（推計）



学級数の推計値は、以下の再開発による学区区域変更を加味した推計値を記載しています。

- ・三河島駅前北地区再開発により、ひぐらし小学区域の一部を峽田小学区域に変更した場合の推計値
 - ・西日暮里駅前地区再開発により、一日小学区域の一部を六日小学区域に変更した場合の推計値
- 特別支援学級の推計は現時点のクラス数を記載しています。
- 中学校の推計も同様です。

(中学校)

中学校についても現在は適正規模もしくは小規模校となっていますが、将来は適正規模まで増加する学校が多くなる見込みです。ただし、日暮里地区の学級数増加により諏訪台中は大規模校となる見込みで他学校との学級数の差が大きくなっています。また、第三中は大きな学級数の減少が見込まれます。

総学級数を適正規模で割ると、現在が6～9校。将来推計が7～10校となります。現学校数は10校のため、やや小規模化しやすい学校数となっています。

【学級数の推計と配置状況(中学校)】

図表3-4.令和8年度の学級数



図表 3 - 5 . 令和 17 年度の学級数（推計）



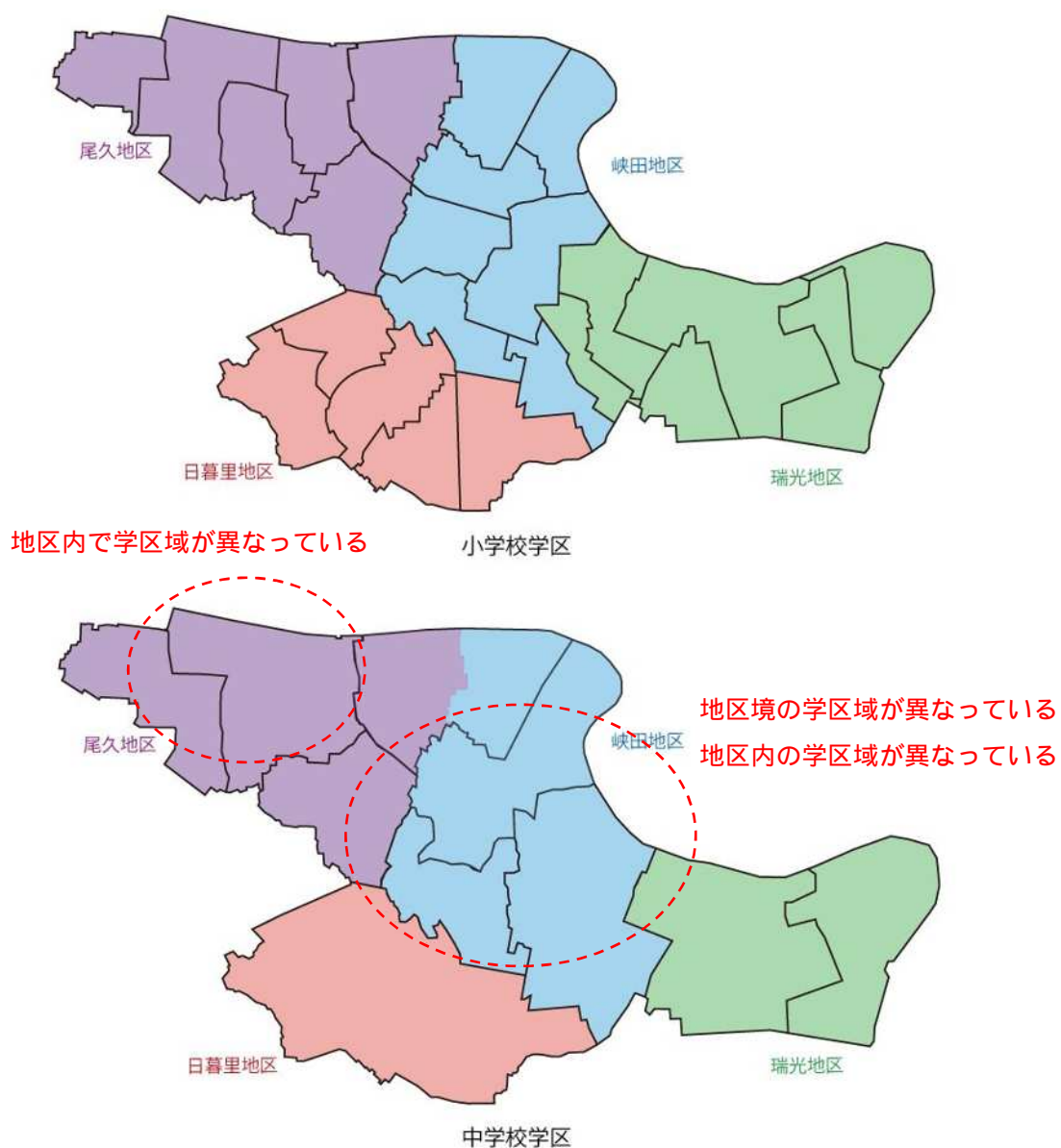
図表 3 - 6 . 令和 27 年度の学級数（推計）



■ 小学校と中学校の学区の現状

峡田地区—瑞光地区の地区境が小学校区と中学校区で大きく異なっています。また、尾久地区内についても、地区内で小学校区と中学校区が異なっています。

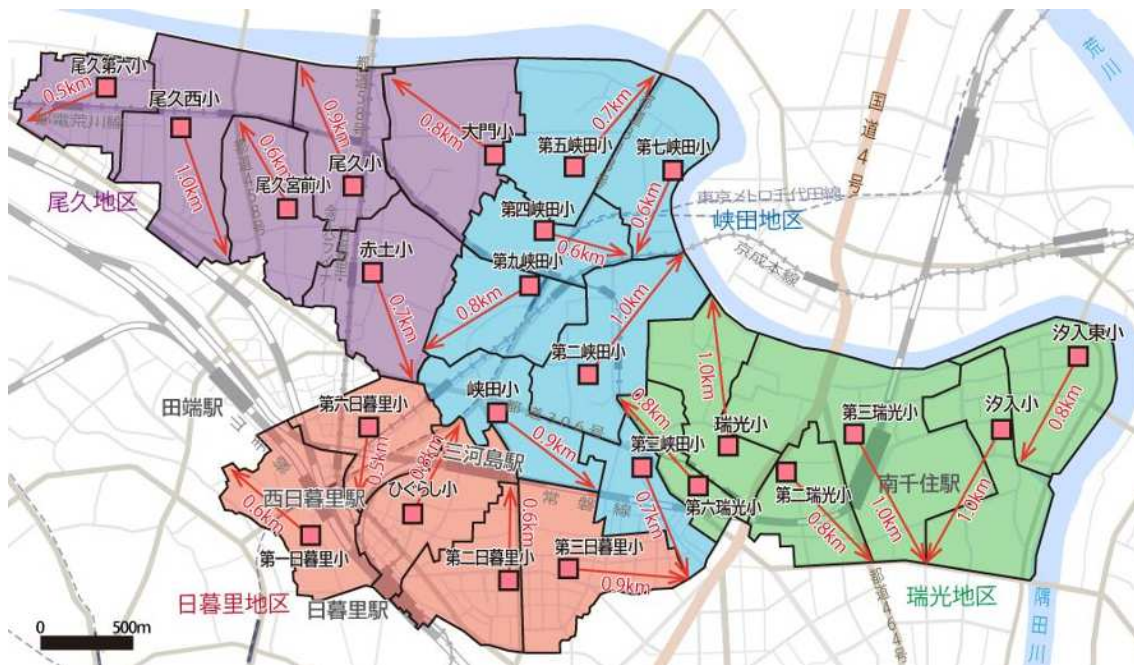
図表 3 - 7 .学区の比較



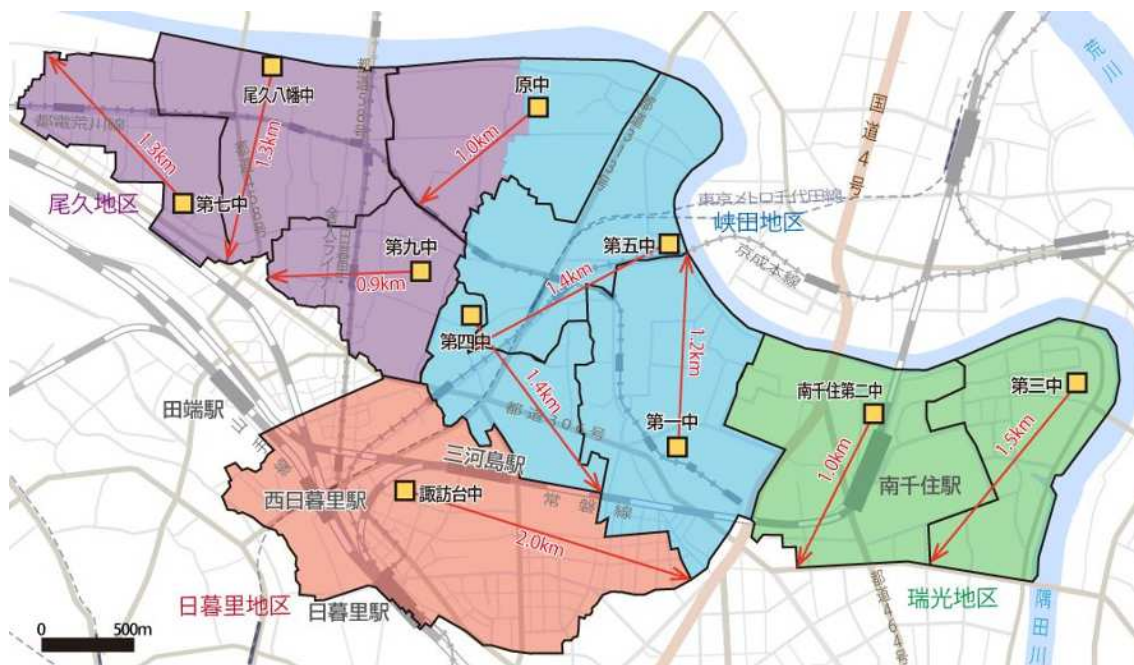
■ 通学距離

小学校の通学距離は 0.5 km ～ 1 km、中学校の通学距離は 1 km ～ 2 km となっています。

図表 3 - 8 . 各学校の最長通学距離（小学校）



図表 3 - 9 . 各学校の最長通学距離（中学校）



■ 通学経路の状況

荒川区内は多くの鉄道路線が乗り入れています。JR 線及び京成線はほとんどが高架線となっていますが、都電荒川線は地上に軌道・踏切があります。

道路については国道 4 号線（日光街道）、都道 306 号線（明治通り）等が区内の道路では幅員が広く交通量の多い道路となっています。また、都道 58 号線（尾久橋通り）等はバス路線が多く、登下校時間帯の交通量が多い道路となっています。幹線道路を横断する通学経路となっている学区域が多い状況ですが、幹線道路は歩道や信号機が整備されているため、安全上の問題はないと考えます。

一方で、荒川区内は木造密集市街地がいまだ多く残っており、歩道のない生活道路、見通しの悪い狭隘道路も多くあります。交通事故や不審者による犯罪の防止等のため、児童通学案内指導員や学校安全パトロール員の配置等、登下校時の見守りを実施しています。

図表 3 -10. 幹線道路・線路と小学校学区境の状況



交通量は令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査（国土交通省）より

■ 配置状況等について

小学校は学校間の距離が近く、現状は小規模校となっている学校も多くありますが、マンション建設や再開発による学級数の増加により多くの小学校が適正規模もしくは大規模校化する見込みとなっています。特に峡田・日暮里地区では大きな増加が見込まれ、改築等の対策が必要なエリアです。なお、三河島駅北地区再開発区域の学区域を、ひぐらし小から峡田小へ、諏訪台中から第四中へ変更する予定です。また、西日暮里駅前再開発区域の学区域を、第一日暮里小から第六日暮里小へ変更する予定です。一方で南千住駅東側は大きな減少が見込まれるため、統合等の対応が必要です。

通学距離についてはどの学校も徒歩通学として適正な距離となっています。今後学区域の変更や統合を検討する場合は同程度の通学距離を保つことが望ましいと考えます。通学経路は一部で線路や幹線道路を横断していますが、信号機等の安全面は整備されており特段の支障はないといえます。

なお、地域コミュニティの核としての性格を有する小・中学校の学区域の変更は、関係者の理解と協力を得て行わなければなりません。学区域の変更を検討する際は、上記のような児童数・生徒数の変動、通学距離・通学経路の安全性、地域との関係性に配慮するとともに、変更する学区に係る学校関係者・地域住民・保護者への周知・合意形成の時間を十分にとり、慎重な検討が必要です。

適正配置の検討方針

■ 要検討基準と適正配置に向けた取組方針

(小規模校)

適正規模を許容範囲含め下回る小規模校は、将来の学級数の変動を注視し、今後も小規模化が継続する予測の場合は学校の統合・再編等を検討します。

要検討校

- ・ 汐入東小：減少傾向。将来推計 6 学級。
- ・ 第六瑞光小：小規模継続。将来推計 6 学級（特別支援学級 4 学級を除く）。
- ・ 第三峡田小：小規模継続。将来推計 6 学級。
- ・ 第三中：減少傾向。将来推計 6 学級。
- ・ 第九中：小規模継続。将来推計 6 学級。

(大規模校)

適正規模を許容範囲含め上回る大規模校は、増築、改築、通学区域の変更、学校の新設等を検討します。

要検討校

- ・ 諏訪台中：増加傾向。現校舎最大 18 学級。将来推計 21 学級。

(学級増)

適正規模内であっても、将来の学級増が現校舎に確保された普通教室で対応できない場合、内部改修や増築、改築、通学区域の変更、学校の新設等を検討します。

要検討校

- ・ 第九峡田小：将来推計 18 学級。現校舎最大 13 学級。
- ・ 第一日暮里小：将来推計 11 学級。現校舎最大 8 学級。
- ・ 第二日暮里小：将来推計 16 学級。現校舎最大 14 学級。
- ・ 第六日暮里小：将来推計 18 学級。現校舎最大 8 学級。
- ・ 第四中：将来推計 18 学級。現校舎最大 13 学級。

■ 適正配置の取組に当たっての留意点

(通学経路の安全確保)

学校の統合や通学区域の変更にあたっては、幹線道路や鉄道線路の横断等も考慮し、安全な通学経路の設定が可能となるように配慮します。また、通学路の安全点検を実施し、要注意箇所の把握・周知を徹底するとともに、学校安全パトロール員の配置や地域の学校関係者による見守り体制の確保を合わせて検討します。

(地域コミュニティ・避難拠点)

学校は教育施設である一方で、避難拠点や地域交流の場など様々な機能を併せ持ち、地域コミュニティの拠点として重要な役割を担っています。地域コミュニティにおける様々な活動との関係にも可能な限り配慮するとともに、学校の統合や通学区域の変更にあたっては丁寧な情報提供、説明、十分な対話を通して、保護者・地域住民と協働で、活力ある学校づくりに向けた合意形成を図ります。

(特別支援学級の有無)

近年、支援が必要な児童生徒は増加しており、特別支援教育が一層重要となっています。現状は普通学級数を適正配置の学級数の指標としていますが、特別支援学級数についても留意していきます。

(2) 小中一貫教育校について

小中一貫教育校とは

現在の制度では小中一貫教育を行う学校について、以下の3つの類型を定義しています。なお、どちらの類型も施設の一体・分離を問わず設置可能とされています。

義務教育学校：一人の校長の下、一つの教職員組織が9年間一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付ける。

小中一貫型小学校・中学校（併設型）：既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する。

小中一貫型小学校・中学校（連携型）：設置者の異なる小学校と中学校が一貫した教育を行う。

図表 3 -11. 小中一貫教育の3つの類型

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
		併設型	連携型
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限	9年	小・中学校と同じ	
教育課程	・ 9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・ 小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設	・ 9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・ 小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設	
組織	・ 1人の校長 ・ 1つの教職員組織 ・ 教員は原則小・中免許を併有	・ 学校ごとに校長 ・ 学校ごとに教職員組織 ・ 教員は各学校種に対応した免許を保有	
施設	施設の一体・分離を問わず設置可能	施設の一体・分離を問わず設置可能	

施設形態について

小中一貫教育を行う施設の形態として、以下の３つの形態があります。

施設一体型：小学校と中学校の校舎が全部又は一部が一体的に設置されている。
(小学校と中学校の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む)

施設隣接型：小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている。

施設分離型：小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている。

図表 3 -12. 小中一貫教育の３つの類型（イメージ図）



小中一貫教育校の必要性について

■ 小中一貫教育のメリット・デメリット

平成２７年に学校教育法等が改正され、平成２８年度から、義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校が制度化されました。小中一貫教育とは、初等教育（小学校）と前期中等教育（中学校）の課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度のことで、以下のメリット・デメリットがあるとされています。

< 小中一貫教育のメリット >

- ・ 組織的・継続的な教育活動の徹底による教育効果の向上（学力・学習意欲の向上）
- ・ 子どもたちの社会性の育成機能の向上（異年齢との交流機会の増加、あこがれや思いやりの育成）
- ・ いわゆる「中１ギャップ」の緩和（不登校・いじめの減少等）をはじめとする生徒指導上の諸問題の減少

< 小中一貫教育のデメリット >

- ・ 小学校と中学校の節目がなくなり、新たな気持ちの切り替えや進学する充実感がなくなる可能性がある（小学校卒業の達成感・中学校進学の新鮮さ・小学校高学年のリーダーシップ育成）
- ・ 人間関係が９年間固定化しやすい
- ・ 小学校と中学校の組織文化や習慣、体格差等の違いが大きく、調整が必要となる

小中一貫教育に適した学校施設の在り方

小中一貫教育に適した学校施設については、学力・学習意欲の向上、子どもたちの社会性の育成機能の向上、いわゆる「中1ギャップ」の緩和等に資するため、小・中学校段階の教職員が9年間を通じて実現したい教育目標を共有し、一体的な組織体制の下、9年間一貫した系統的な教育課程を編成・実施することができる施設環境を確保することが重要です。「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について(学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 平成27年7月)」では小中一貫教育に適した学校施設の基本的考え方として以下を挙げています。

< 小中一貫教育に適した学校施設の基本的考え方 >

- ・ 9年間一貫した教育活動に適した施設環境の確保
9年間の系統性・連続性のある教育活動を効果的に実施できる施設環境を確保することが重要
- ・ 9年間一貫した学校運営に適した施設環境の確保
一貫教育に適合した学校マネジメントを可能とする施設環境を確保することが重要
- ・ 地域ぐるみで子どもたちの学びを支える場としての施設環境の確保
小中一貫教育を実施する学校における活動を地域ぐるみで支える場を確保することが重要

上記への対応として施設一体型の施設形態とした場合は以下のメリットが考えられます。

< 施設一体型のメリット >

- ・ 小・中学校の児童生徒が同じ空間を共有することで、児童生徒の異年齢集団の交流が日常的に行われる。校舎間の移動がないことで異学年の交流授業も行いやすくなる。
- ・ 小・中学校の教職員が同じ空間を共有することで、教員の情報交換がよりスムーズになり、早期対応が可能となる。また、小・中学校間の引き継ぎがスムーズになり、一人一人に合ったきめ細やかで系統的・継続的な指導が可能となる。
- ・ 9年間一貫したルールで指導が可能となり、また中学生進級時に生活環境の変化が少ないため、小学校から中学校への接続がスムーズに行える。
- ・ 小・中学校の連携授業(乗り入れ授業等)が行いやすいことで、小学校のきめ細やかな授業と、中学校の教科の専門性の高い授業が融合し、互いの授業の質が高くなることが期待できる。
- ・ 小・中の諸室の連携や共用を図ることで、各々が利用できる空間・設備を充実させることができる。

なお、施設一体型の小中一貫教育校を計画する場合は以下の点に留意が必要です。

< 施設一体型校舎を計画する際の留意点 >

- ・ 授業時間の違い等の運用面への配慮や、児童生徒の成長の実感のため、学年段階の区切りに対応した校舎のゾーニングや教室環境の計画が必要。
- ・ 体格差や活動内容等、児童生徒の発達段階などに配慮した計画が必要。
- ・ 施設一体型のメリットを発揮できるよう、異学年交流のためのスペースや異学年への関心と理解を促す作品展示・掲示スペース等の充実を図る。

区内における小中一貫教育校の整備方針

前項の教育的メリットを踏まえ、本区では小学校の4つに分かれている地区ごとに1か所程度設けることとし、すでに連携教育を実施している瑞光地区を除いた3地区に施設一体型の小中一貫教育校を整備します。なお、施設一体型小中一貫教育校の整備にあたっては前項の留意点について施設面・運用面から対応方法を検討・調整を行います。

■ 他自治体の小中一貫教育事例を元にしたイメージ



共用エリアの創出



小5 と中2 の学び合い



小中の相互乗入れ授業
左：小学校教員 右：中学校教員

画像はイメージです

(3) 特別支援教育等について

特別支援教育等の考え方

「荒川区学校教育ビジョン 学びの推進プラン第3期(R6～R8)」において、特別支援教育の充実を推進目標の一つとして位置付け、すべての子どもの学びを支え、障がいの有無に関わらず、子どもたちが社会的自立や社会参加に向けて主体的に学ぼうとする意欲の育成、すべての子ども及び保護者一人ひとりの教育的ニーズを把握し、子どもたちの能力や個性を伸ばす教育をとおして生活や学習上の困難に向き合い、克服するための適切な支援を推進していきます。

また、不登校の子どもたちの支援の充実を図ることを、重点推進目標の一つに位置付け、誰一人取り残さない学びの保障を行うとともに、多様な学びの場の選択肢の一つであるフリースクール等の関係機関との連携を図り子どもたちの支援の充実を図っていきます。

特別支援学級等の設置状況

<知的固定特別支援学級>

特別支援学級設置校は、小学校6校(汐入小、第六瑞光小、峡田小、尾久西小、大門小、第三日暮里小) 中学校4校(第一中、第三中、第四中、尾久八幡中)です。

<難聴言語通級指導学級>

難聴言語通級指導学級設置校は第三峡田小学校です。

<特別支援教室拠点校>

特別支援教室拠点校は、小学校8校(第二瑞光小、汐入東小、第二峡田小、第四峡田小、赤土小、尾久宮前小、第二日暮里小、第六日暮里小) 中学校2校(第五中、第九中)です。

特別支援学級等の整備の方向性

特別な支援を必要とする児童生徒の増加や個別の教育的ニーズに対応するため、特別支援教育の更なる充実が求められています。しかし、既存の学校施設においては物理的に対応が難しい部分もあるため、学校の建替えに合わせて以下の点を検討することとします。

<知的固定特別支援学級>

中学校特別支援学級が未設置である日暮里地区への開設を検討します。

<自閉症情緒障害固定特別支援学級>

区内におけるニーズの高まり及び近隣区の設置状況を鑑み、小中学校各1校ずつの開設を検討します。なお、早期の開設に向け、既存施設の改修等も合わせて検討します。

<難聴言語通級指導学級>

在籍児童数が安定的に推移しており、引き続き第三峡田小学校で指導を行います。

< 特別支援教室拠点校 >

小学校においては3校で巡回編制しており、移動範囲を考慮しても適正配置であることから、現行の8校体制を継続します。中学校においては5校で巡回編制していますが、指導対象生徒数が50名前後と適正範囲内であることから、現行の2校体制を基本とします。但し、今後特別支援教室入室生徒が大幅に増加した際には、拠点校の増設及び巡回グループの再編成を検討します。

< 不登校支援 >

不登校児童生徒への支援は、在籍校への復帰のみを目標とするのではなく、自らの進路を主体的に捉え、かつ社会的な自立を目指して選択していくことが必要です。

現在、教育支援ルーム「みらい」による通室指導のほか、学校一人1台体制のタブレットPCを活用した授業配信（オンライン授業）や仮想空間（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP））での学習支援、校内別室（登校サポートルーム）での指導等、多様な支援メニューを展開しています。

社会的自立を目指す手段として、区による公的支援のほか、民間施設への通所を選択する方も居り、不登校支援の多様化は広がっていくことが考えられます。

一方では、区として児童生徒に対する一定の教育水準も確保していく観点から、既存の支援体制の継続や見直しを適宜行いつつ、以下の点に留意しながら「学びの多様化学校」の整備の必要性についても検討していきます。

～ 学びの多様化学校 の整備にあたっての留意点 ～

- ・ 不登校児童生徒に対する居場所としての機能を十分に発揮できる教育環境とするために、学校設置基準等に基づく施設設備及び負担費用等の検討が必要となります。
- ・ 実態に即した特別な教育課程の編成とともに、法令や東京都教育委員会の学級編制基準に基づく正規教員の適切な配置が必要となります。

「学びの多様化学校」とは：不登校児童生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる児童生徒に対し、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を行う学校。旧称は不登校特例校（2005年の学校教育法施行規則の改正で設置）で、2023年に改称。

(4) 複合化について

複合化が考えられる施設用途

学校施設と複合施設が互いに機能補完ができ、単体の施設計画では実現しにくい施設環境を整えられることを、複合化の利点と考え、以下の効果を得られる施設を複合用途とします。

■ 複合化を検討する用途

- ・ 学習の質の向上や特色ある教育活動に寄与する施設
- ・ 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりに寄与する施設
- ・ 子育て世代の支援と子ども達の心身の健全な育成に寄与する施設
- ・ 施設間交流により、多様な世代と交流でき、社会的な経験を積むことができる施設
- ・ 地域の生涯学習や防災活動等に寄与し、地域力を高める基盤となりうる施設
- ・ 相互利用により施設面の効率化が図れる施設

■ 具体的施設例

(学童クラブ・放課後子ども教室(にこにこすくー))

学童クラブは保護者の就労等により放課後等に適切な保護を受けられない児童に対し、遊びと生活の場を提供する事業です。また、放課後子ども教室(にこにこすくー)は、放課後や夏休みなどに、学校内で安全に安心して過ごせる場所を提供し、子ども同士の交流や地域との交流を図る事業です。荒川区では「放課後子ども総合プラン」として共働き家庭等の「小1の壁」を解消するとともに、次代を担う人材の育成をするため、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、同一の小学校内で学童クラブ、放課後子ども教室(にこにこすくー)の両事業を実施しています。

(図書館)

図書館は、区民等が生涯にわたり読書活動に取り組むきっかけを作り、その読書活動の課題解決を支援するため、図書その他の必要な資料の収集、読書に関わる人材育成等を行うとともに、文化活動拠点として、多様な事業を展開している施設です。学校と図書館を複合化し施設の相互利用を行うことで教育環境の向上や単独ではスペース的に実施できない事業が可能になり、児童生徒の学びの場として、また地域の生涯学習の場としての機能を強化できます。

(ふれあい館)

荒川区では、乳幼児から高齢者まで、あらゆる世代の区民が交流し、自主的な活動ができる地域コミュニティの拠点としてふれあい館を開設しています。ふれあい館はサロンスペースや多目的室、創作室など様々な機能を備えた施設です。学校とふれあい館が複合化することで施設の相互利用や相互の事業連携による活動の拡大が見込めるとともに、学校と地域の交流機会を増大させることが可能です。

(幼稚園・保育園等)

区では、乳幼児教育・保育の充実と円滑な幼保小接続を目指し、「荒川区就学前教育プログラム わくわく えがお 荒川の子」に基づく取り組みを推進しています。学校と幼稚園・保育園等が複合化することにより、幼保小連携施策をハード・ソフトの両面から一体的・効果的に推進し、幼児期から児童期における切れ目のない成長支援をさらに進めることが可能です。

複合化の実施方針

複合化は、公共施設全体の面積の縮減に繋がるほか、建設・運営・維持管理のコスト縮減にも繋がります。児童生徒の学習と生活に支障のない範囲において、公共施設との複合化をはじめ、施設間の相互利用、共同利用等幼児や高齢者等多様な世代と交流できる場として、地域コミュニティの拠点となるよう検討します。

現状では学童クラブ・放課後子ども教室(にこにこすくーる)を複合化する施設の基本とし、その他用途については学級数の推計や各施設の老朽化状況、区全体の公共施設の整備計画等を鑑みて検討します。なお、複合化の検討にあたっては、敷地が学校用地であることを踏まえ、学校施設として必要な敷地を確保することを前提とします。

■ 計画の際の留意点

児童・生徒の安全を確保しながら、複合化による相乗効果を発揮できるように、複合化する際は以下の点に留意して計画します。

- ・動線分離や防犯対策等、児童・生徒の教育環境と安全の確保に万全を期します。
- ・複合施設の活動内容を考慮し、発生する音や視線に配慮します。
- ・それぞれの専用部分、共同利用部分の区域、管理に関する責任の所在を明確にするなど、教職員に管理運営上の負担がかからないよう配慮します。
- ・施設整備時には複合化できない場合でも、将来の少子高齢化の進行を視野に入れ、他の用途に転用が可能となる仕様の施設整備を進めます。

4. 建替え方針の検討

(1) 建替え対象校の一覧

令和 37 年度までに築 80 年を経過する 25 施設を本計画における建替え対象校とします。対象校の一覧は以下のとおりです。

図表 4 - 1 . 本計画の建替え対象校一覧（築年数順）

施設名	竣工年	R 8 年度末時点 築年数	築 80 年 到達年
第二峡田小学校	昭和 34 年	68	令和 20 年
赤土小学校	昭和 34 年	68	令和 20 年
尾久宮前小学校	昭和 34 年	67	令和 21 年
第九中学校	昭和 36 年	66	令和 22 年
第一中学校	昭和 36 年	65	令和 23 年
第四中学校	昭和 36 年	65	令和 23 年
第七中学校	昭和 36 年	65	令和 23 年
第四峡田小学校	昭和 36 年	65	令和 23 年
大門小学校	昭和 38 年	64	令和 24 年
瑞光小学校	昭和 39 年	63	令和 25 年
第六日暮里小学校	昭和 39 年	62	令和 26 年
第六瑞光小学校	昭和 40 年	62	令和 26 年
第一日暮里小学校	昭和 40 年	61	令和 27 年
第七峡田小学校	昭和 41 年	61	令和 27 年
第九峡田小学校	昭和 41 年	61	令和 27 年
第三瑞光小学校	昭和 42 年	60	令和 28 年
第二瑞光小学校	昭和 43 年	59	令和 29 年
尾久小学校	昭和 43 年	59	令和 29 年
第五中学校	昭和 43 年	59	令和 29 年
諏訪台中第二校庭	昭和 43 年	59	令和 29 年
尾久西小学校	昭和 44 年	58	令和 30 年
第五峡田小学校	昭和 45 年	57	令和 31 年
第三峡田小学校	昭和 48 年	54	令和 34 年
尾久第六小学校	昭和 48 年	54	令和 34 年
花の木幼稚園（ ）	昭和 51 年	50	令和 38 年

花の木幼稚園が築 80 年を迎える時期は令和 38 年ですが、本計画期間内（令和 38 年 3 月まで）に構想・計画、設計等の事前準備を実施する必要があるため、本計画の対象に含めることとします。

図表 4 - 2 . 本計画の建替え対象外の学校一覧（築年数順）

施設名	竣工年	R 8 年度末時点 築年数	築 80 年 到達年
町屋幼稚園	昭和 49 年	53	令和 35 年
日暮里幼稚園	昭和 53 年	49	令和 39 年
第二日暮里小学校	昭和 56 年	45	令和 43 年
第三日暮里小学校	昭和 57 年	44	令和 44 年
南千住第二中学校	平成 1 年	38	令和 50 年
ひぐらし小学校	平成 3 年	36	令和 52 年
尾久第二幼稚園	平成 5 年	34	令和 54 年
峡田小学校	平成 7 年	31	令和 57 年
原中学校	平成 9 年	30	令和 58 年
諏訪台中学校	平成 13 年	26	令和 62 年
南千住第二幼稚園	平成 13 年	26	令和 62 年
汐入小学校	平成 13 年	25	令和 63 年
第三中学校	平成 13 年	25	令和 63 年
汐入東小学校	平成 22 年	17	令和 71 年
汐入子ども園	平成 22 年	17	令和 71 年
尾久八幡中学校	平成 25 年	14	令和 74 年

(2) 基本的な考え方

ロードマップの検討は、以下の考え方を基本とします。

- 1 . 原則は、築年数（古い順）で建替えを実施
- 2 . 既存校舎の改修のみでは必要とされる普通教室の確保が難しく、教室不足発生の恐れがある場合
- 3 . 以下の場合は状況をみて建替え順の入れ替えを検討する
 - ・ 適正配置による見直し、統合等や小中一貫校を進めていく場合
 - ・ 特別支援教育等の充実や他の公共施設等との複合化を図る場合

(3) 建替えスキームの整理

建替え整備の流れ

具体的な学校ごとの建替え整備の進め方は以下のとおりです。

■基本構想・基本計画

新校舎を整備する上で、各学校の独自性やそれぞれの校地条件などを踏まえ、施設整備や施設配置の考え方及びおおまかな校舎面積や必要諸室などをまとめ、新たな学校施設の全体像を示します。

【具体的な検討内容】

- ・施設整備の考え方（整備コンセプト・基本方針等）
- ・学校規模（児童数・生徒数等）
- ・施設規模（必要諸室等）
- ・敷地内の施設配置や動線計画
- ・概算事業費や概算工期、事業手法など、事業の全体像
- ・設計において配慮すべき事項

■基本設計

基本構想・基本計画を基に、具体的な施設配置や建物の平面と空間の構成、構造・設備等の備えるべき機能や性能、内外のデザインなどを作成し、新たな学校施設の姿を明確にします。

【具体的な検討内容】

- ・施設全体の構成（配置、平面、断面、立面等）
- ・施設全体の機能・性能（仕上げ、構造、電気設備、空気調和設備・衛生設備等）
- ・上記を踏まえた概算工事費、概算工期

■実施設計

基本設計に基づいて、デザインと技術面の両面にわたって詳細な設計を進め具体的な仕様や整備費用を決定し、工事の実施に向けた図面等を作成します。

【具体的な検討内容】

- ・意匠、構造、電気設備、空気調和設備・衛生設備、外構、家具などの仕様
- ・工事発注に向けた実施設計図書等、関連資料
- ・工事発注に向けた整備費用

■工事

設計図書に基づき、新たな学校施設を建設します。

関係者の意見聴取・合意形成について

■関係者へのアンケート、ヒアリング

基本構想・基本計画段階：児童・生徒、保護者、地域住民、教職員、庁内検討委員会等へのアンケート等を実施するなど、幅広い意見を聴取します。

基本設計・実施設計段階：具体的な計画図をもとに、学校管理者をはじめ教職員に対してヒアリングを行い、諸室機能や家具等に関する詳細な意見を聴取します。

■情報の周知

設計及び工事の各段階において、説明会の実施やホームページでの情報公開などにより進捗状況を地域住民等に周知します。

■関係所管課等との調整

設計に際しては関係所管課の合意形成を図ります。また、関連法規・条例については具体的な計画図をもとに各所管課に逐次確認を行います。

想定工期の検証

工事にかかる期間を想定されるケースごとに検証します。

図表 4 - 3 . 想定工期イメージ

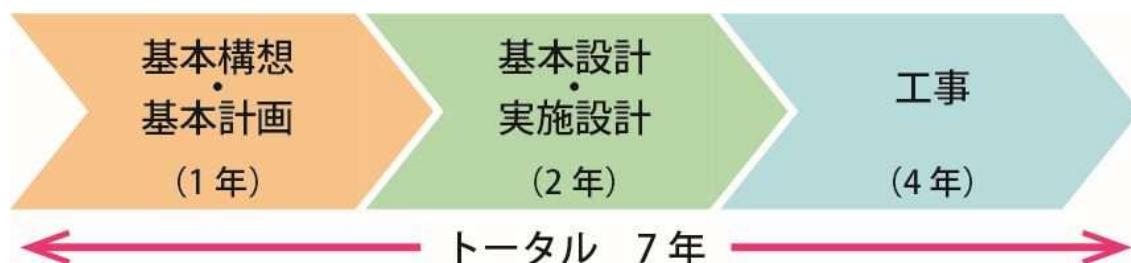
建物規模は地上4階建てを想定

ケース	工事ステップイメージ	想定工期
校庭に新校舎建設 (段階的に整備) 居ながら工事	Step1: 1期工事 既存校舎 新校舎 1期工事範囲 Step2: 既存校舎解体 解体工事範囲 既存校舎 新校舎 2期工事範囲 Step3: 2期工事 2期工事範囲 新校舎	【78 ヶ月～】 工期が長い。 工事中の教育環境が制限される。 敷地が狭隘なため不可能な学校が多い。
校庭に仮設校舎建設 居ながら工事	Step1: 仮設校舎建設 既存校舎 仮設校舎 工事範囲 Step2: 既存校舎解体・新校舎建設 新校舎 仮設校舎 工事範囲 Step3: 仮設校舎解体 新校舎 仮設校舎 工事範囲	【70 ヶ月～】 × 工期・費用がかかる。 工事中の教育環境が制限される。 敷地が狭隘のため不可能な学校が多い。
代替校舎を活用	Step1: 代替校舎引越 代替校舎 既存校舎 引越 Step2: 既存校舎解体・新校舎建設 新校舎 工事範囲 Step3: 新校舎引越 代替校舎 新校舎 引越	【41 ヶ月～】 ○ 工期・費用・工事期間中の教育環境の制限が少ない。ただし、代替校舎、通学方法の確保が必要

居ながら工事：児童生徒は既存校舎で教育活動を実施している状態で、敷地内に仮設校舎等を建設する工事

標準建替えスキームの設定

代替校舎の活用を標準とし、引越しや発注時期の調整、働き方改革の影響等を考慮し、以下の期間を標準的な建替えスキームとします。



なお、以下の様な場合は工期が長期となるため、工期の設定に注意が必要です。

【工期が長期となるケース】

- ・計画建物が地階を含む場合
地下の工事は地上部分よりも長い工期がかかります。また、地下を掘削するため、既存校舎の杭の撤去が必要となります。
- ・建物が高層の場合
標準工期は地上4階建てを想定しています。それ以上の建物規模の場合は標準工期より長い期間が必要です。

建替えの進め方

- ・令和13年度に1校目着手
既存校舎の改修のみでは必要とされる普通教室確保が難しく、令和15年度から教室不足発生の恐れがある第六日暮里小学校を1校目に着手します。これに伴い西日暮里駅前再開発の学区域を第一日暮里小から第六日暮里小へ学区域を変更し、児童数の増加に対応します。(令和10年度から基本構想・計画、令和11年度から基本・実施設計、令和13年度から工事着工。)
- ・代替校舎による建替えを基本
区内の学校は敷地が狭く、居ながら工事が難しい状況であり、段階建替や仮設校舎では工期が長くなるため、安全かつ効率的に建替えを進められる代替校舎の整備を基本とします。
- ・原則毎年1校ずつ着手
令和13年度の工事着工から毎年1校ずつ着手し、令和37年度までに対象施設の建替えを終える計画とします。工事期間を4年と想定した場合、年間の同時施工校数は最高で4校となるため、4か所の代替校舎が必要になります。

(4) 優先度の整理（築年数、将来推計）

対象施設を築年数順にグルーピングすると以下のようになります。なお、諏訪台中第二校庭については別途検討を行うため、グルーピングからは除外します。

図表 4 - 4 .優先度のグルーピング（築年数）

A（R20～R24 築 80 年到達）	B（R25～R29 築 80 年到達）	C（R30～R38 築 80 年到達）
・第二峡田小 ・赤土小 ・尾久宮前小 ・第九中 ・第一中 ・第四中 ・第七中 ・第四峡田小 ・大門小	・瑞光小 ・第六日暮里小 ・第六瑞光小 ・第一日暮里小 ・第七峡田小 ・第九峡田小 ・第三瑞光小 ・第二瑞光小 ・尾久小 ・第五中	・尾久西小 ・第五峡田小 ・第三峡田小 ・尾久第六小 ・花の木幼稚園

このグルーピングから、将来推計により現校舎の規模が著しく不足する学校を高い優先順位の S グループに移動させると次のようになります。なお、規模が著しく不足する予測時期は A グループの令和 20 年より早いため、一番優先順位の高いグループとします。

図表 4 - 5 .優先度のグルーピング（築年数 + 将来推計）

S （規模が不足する学校）	A （R20～R24 築 80 年到達）	B （R25～R29 築 80 年到達）	C （R30～R38 築 80 年到達）
・第六日暮里小	・第二峡田小 ・赤土小 ・尾久宮前小 ・第九中 ・第一中 ・第四中 ・第七中 ・第四峡田小 ・大門小	・瑞光小 ・第六日暮里小 ・第六瑞光小 ・第一日暮里小 ・第七峡田小 ・第九峡田小 ・第三瑞光小 ・第二瑞光小 ・尾久小 ・第五中	・尾久西小 ・第五峡田小 ・第三峡田小 ・尾久第六小 ・花の木幼稚園

5. 代替校舎用地の検討

(1) 代替校舎用地確保のための検討

代替校舎については、学校運営が通常通り行える敷地・校舎規模が必要です。また、整備が必要な学校数と工事に必要な期間を考慮すると、複数の代替校舎用地の確保が必要です。以下の方法での代替校舎用地の確保の方法が考えられます。

: 公共施設等の活用
: 統合等
: 新たな土地の確保

(2) 検討 : 公共施設等の活用

生涯学習センター、諏訪中学校第二校庭、荒川遊園 B 地区などの区所有地を活用し、代替校舎を建設する方法です。

(3) 検討 : 統合等

2 施設を 1 施設に一体化して整備することで、空いた 1 施設を代替校舎として活用する方法です。

(4) 検討 : 新たな土地の確保

区内の都有地や民間用地など新たに代替校舎を建設可能な土地の購入等を行う方法です。

6. ロードマップ

(1) 代替校舎の想定

区内の学校は敷地が狭く、児童生徒が既存校舎を使いながら（居ながら）敷地内の空いている部分に仮設校舎や新校舎を建設しての建替えが難しいため、別の場所に、建替え期間中に児童生徒が通える代替校舎を確保します。代替校舎としての活用可能時期や他での活用があるなどの事情を踏まえて、各地区概ね1か所の代替校舎を設置します。現時点で想定している代替校舎候補は以下のとおりです。

- ・生涯学習センター
- ・汐入東小学校
- ・第五中学校敷地内
- ・荒川遊園B地区

図表6-1.代替校舎候補位置図



(2) 今後の学校施設の具体的な対応方針

適正配置による見直し

建替えに合わせて、小規模化が想定される学校の配置を見直し、以下の統合を検討します。

対象校	理由	統合先	統合後の活用等
汐入東小	減少傾向(単学級になる見込み)	汐入小と統合	・閉校時期は、令和 15 年度末 ・既存校舎を代替校舎として活用

第六瑞光小は、特別支援学級もあることから、令和 20 年度まで教育活動の継続を予定します。その後は、新たに多様な学びができる場等について検討します。

第三峡田小、第三中、第九中も小規模化となる見通しですが、隣接校と離れていることや隣接校に余裕がないことなどから、現時点では統合の検討から除外します。

小中一貫教育

学校施設の建替えに合わせて、小中一貫教育の更なる推進を検討し、以下の施設一体型小中一貫校の整備を行います。なお、これにより学区域での小学校・中学校の連続建替えの解消も図ります。

地区	対象校	一貫校建設先	一貫校建設後の活用
日暮里	第六日暮里小 新設の中学校	第六日暮里小敷地に一貫校建設	—
峡田	第七峡田小 第五中	第七峡田小敷地に一貫校建設	第五中跡地は代替校舎を建設
尾久	赤土小 第九中	赤土小敷地に一貫校建設	第九中跡地は第二校庭として利用を検討

瑞光地区では、汐入小・汐入東小・第三中の 3 校による小中連携教育の実施・推進をしています。

特別支援教育等の充実

< 特別支援教育等の充実 >

区全体の特別支援教育等の充実について、既存校舎では対応が難しい部分もあるため、建替えと合わせて検討します。

項目	検討案
日暮里地域の中学校知的固定特別支援学級の設置	第六日暮里小用地の小中一貫教育校に設置
自閉症・情緒障害固定特別支援学級の設置	小学校、中学校各 1 か所設置
建替えに合わせたハード面の充実	・ 肢体不自由のある児童生徒の負担軽減等のため特別支援学級及び学級職員室を原則 1 階に配置 ・ 障がいの有無に関わらず日常的な交流や共同学習が促進される教室の配置 ・ 気持ちを落ち着かせるためのクールダウンスペースや、教室に入りづらい児童生徒の居場所となる登校サポートルームの設置
学びの多様化に資する施設の検討	既存の支援体制の継続や見直しとともに、「学びの多様化学校」の整備の必要性について検討



クールダウンスペース



様々な年齢や国籍の児童生徒が学べる場等

画像はイメージです

他の公共施設等との複合化

学校建替えの際に、他の公共施設等との複合化を図ることを検討します。ただし、規模的に難しい場合は、学校機能優先とし、複合化は行いません。

想定施設等	検討案
学童クラブ・放課後子ども教室 (にこにこすくーる)	建替え実施校の全小学校
更新等に課題のある公共施設	建替え実施校の近隣にある老朽化した公共施設の ほか、整備が必要な公共施設がある場合に、複合化 が可能か検討する

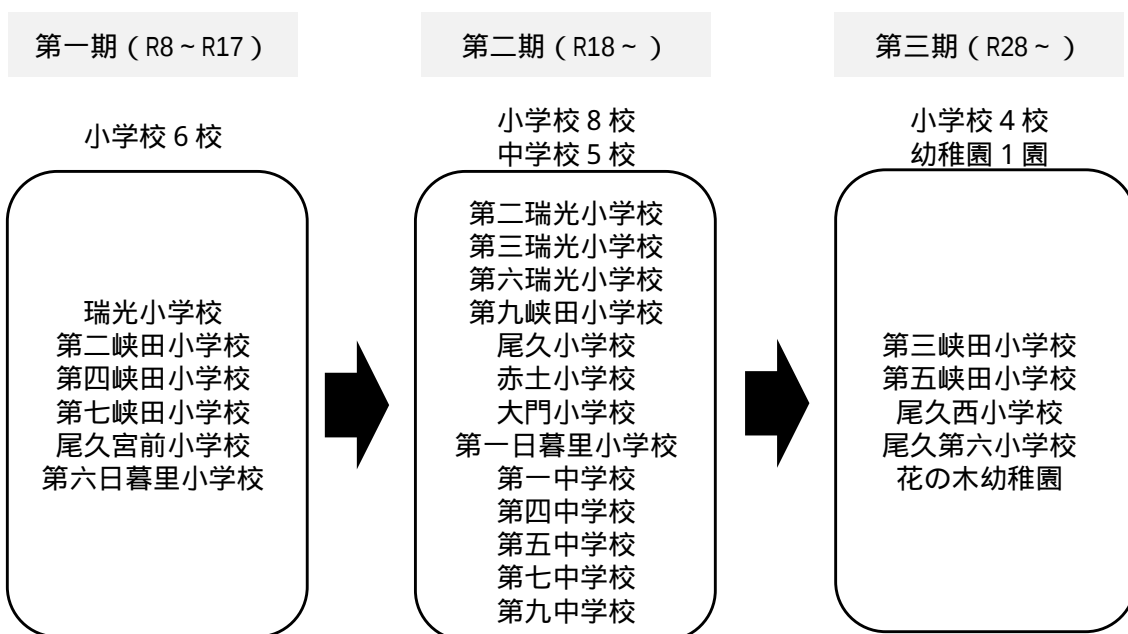
(3) 建替えロードマップ(案)

建替え対象校を、概ね10年ごとの三期に分けます。本計画では、概ね令和17年度までに着手する第一期の対象校について、ロードマップを提示します。

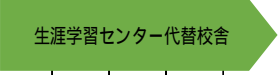
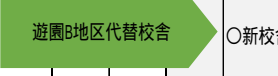
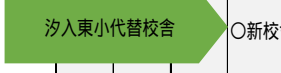
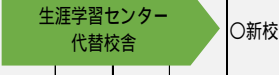
第一期には、令和8年から令和17年までに設計等に着手する小学校6校が対象となります。4. 建替え方針の検討 (2) 基本的な考え方により、建替えの順番を入れ替えています。なお、第二期以降については、今後の学校施設の劣化状況、児童生徒数の推移、社会情勢等により順番を決めていきます。

第二期のロードマップは、令和12年度頃策定予定

図表6-2. 第一期から第三期までの建替え対象校



図表 6 - 3 . 第一期建替えロードマップ案

		← 第一期 →										← 第二期 →									
		R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25			
代替校舎	生涯学習センター（既存）					○第六日暮里小学校 代替校舎使用開始						○第二峡田小学校 代替校舎使用開始									
	第五中学校敷地内（新設）						○第七峡田小学校 代替校舎使用開始						○第四峡田小学校 代替校舎使用開始								
	荒川遊園B地区（新設）							○尾久宮前小学校 代替校舎使用開始													
	汐入東小学校（既存）							R15年度末 閉校予定			○瑞光小学校 代替校舎使用開始										
第一期対象校	第六日暮里小学校					生涯学習センター代替校舎						○小中一貫校供用開始 （諏訪台中学区の一部）									
	第七峡田小学校					第五中代替校舎						○小中一貫校供用開始 （第五中）									
	尾久宮前小学校						遊園B地区代替校舎						○新校舎供用開始								
	瑞光小学校								汐入東小代替校舎					○新校舎供用開始							
	第二峡田小学校										生涯学習センター代替校舎					○新校舎供用開始					
	第四峡田小学校											第五中代替校舎					○新校舎供用開始				



- ： 構想・設計
- ： 代替校舎改修・建設（解体含む）
- ： 建替え（解体含む）

7. 新しい学校施設について

(1) 新しい学校の整備方針

建替え後の新しい学校は、下記の5つの視点を基本に、伝統や個性、地域性等を考慮して、学校ごとに特色のある活動や多様な教育活動を推進できる校舎としていきます。また、設計の際には地域の方々等も含めてどのような学校にしていけるのか、議論する場やワークショップ等の開催も検討し、地域一体となり新しい学校を作っていきます。

- ・新しい時代の学びの実現
- ・安全安心
- ・快適な空間及び維持管理のしやすさ
- ・環境に配慮し、持続可能な社会に資する
- ・地域の拠点

「新しい時代の学び」とは、文部科学省が提唱している、現代社会の変化に対応するための新しい教育のあり方であり、これまでの「知識の詰め込み」から「知識をどう活用するか」について、学習の目的と方法を転換することであり、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実、AI化やグローバル化が進む予測困難な現代社会において、資質・能力の転換、「主体的・対話的で深い学び」の実現をしていくことです。

(2) 学校施設の整備水準

建替え後の学校施設については、一定の水準を確保するため、基本的な整備の考え方等をまとめた「学校施設整備水準」を策定予定です。例として、教室面積の拡大、少人数教室・クールダウンスペース・登校サポートルーム・多目的スペースなど多様な空間の確保、学校図書館のさらなる充実、職員室など教職員の働きやすい執務環境の整備、施設の地域貸し出し機能や地域避難所機能の強化、バリアフリー対応などを検討し、教育環境の向上を図ります。

(3) 少人数指導について

全ての学校において、これまでの35人学級対応に加え、少人数指導やグループ学習へ柔軟に対応できる教室や、多様な学習形態を可能とするスペースを計画的に配置します。これにより、児童・生徒一人ひとりに「きめ細やかな指導」が行き届き、誰もが落ち着いて主体的に学べる未来志向の学習環境を整備し、新時代の「あらかわの学び」を支える柔軟な学習空間を創出します。

また、建替え後の施設機能を最大限に活かし、学校規模に応じた適切な教職員配置を維持・充実させ、ハードとソフトの両面で質の高い教育体制を実現します。特に習熟度別少人数指導を担う教員を配置し、学級担任との連携のもとで、児童・生徒の可能性を最大限に引き出す指導体制の充実を図ります。



柔軟な学習空間の創出



質の高い教育体制を構築

画像はイメージです

8. 建替えを進めるための課題の整理

(1) 代替校舎使用上の課題への対応

通学の方法について

代替校舎が歩ける範囲にある場合は、徒歩での通学としますが、距離のある場合にはスクールバス等の通学手段とするなど、他自治体事例等を参考に、区内の道路や交通状況を考慮し、安全安心に通学できるよう具体的な検討を進めます。

子ども達への対応について

建替え期間中、児童生徒の心理的負担を軽減するために、スクールカウンセラー等による相談体制の充実を図ります。校舎の建替えという特別な経験であることを前向きに捉えるために、建替え中の工事現場や建設工程の見学などを通して、興味・関心を引き出す機会とすることを検討します。

学校施設の利用について（教育活動以外の機能・役割の調整）

学校施設は、様々な用途で地域の方々に利用されているため、代替校舎を使用する上で、既存の学校における教育活動以外の機能・役割について、関係各課等との調整が必要です。特に、建替え事業が進むと、年に最大で4校同時に工事をしている状況となり、利用調整も多数発生します。

[避難所]

災害時において、学校施設は、災害等から身を守り安全に過ごすための一次避難所となります。発災時に落ち着いて避難所へ移動できるよう、学校建替えに伴い、避難所の変更が生じる場合には、関係各課等と連携し、相当の期間を設け、計画的に周知等を行う必要があります。

[学童クラブ・放課後子ども教室（にこにこすくーる）]

既存校舎内に学童クラブ等が設置されている学校では、多くの児童が自校内の学童クラブを利用しているため、建替え期間中に学童クラブ等を利用できなくなってしまうことがないよう、原則、代替校舎内に学童クラブ等を設置することを検討します。

既存校舎内に学童クラブ等が設置されていない学校では、児童は学校外の学童クラブ（以下「学校外学童」という。）を利用していることから、引き続き、現在在籍している学校外学童を利用できるよう、代替校舎から学校外学童へのスクールバス等による移動手段を検討します。

[小学校の校庭利用・学校設備使用]

校庭や体育館等の学校施設は、学校教育上支障のない範囲において、社会教育活動等の場として使用されています。建替え実施校における利用制限や、代替校舎での利用の検討、近隣施設への利用調整等の課題に加え、利用者の利便性向上や受益者負担の観点から、使用申請のオンライン化や使用料の見直し等について、利用者の意見等を踏まえながら、より効果的な運用について検討します。

[その他]

投票所、スポーツひろば等についても関係各課等と対応を検討していきます。

(2) プールの効率的な配置

現在、区内の学校プールは、すべて自校式ですが、適切な公共施設マネジメントの観点や、天候等による水泳指導上の課題を踏まえて、各学校における自校式プールの設置を見直し、集約化や民間プールの活用等を進める必要があります。今後、学校施設建て替えにあっては、複数の学校で屋内プールを共同利用することを検討するとともに、区営又は民間プールについても活用を検討します。

(3) プール拠点校化の課題

拠点校を整備するまでの対応

拠点校の整備は建替え時に行うため、拠点校が整備されるまでは当面、既存の自校プールを継続します。しかし、昨今は猛暑等（熱中症警戒アラート発出等）により屋外プールでは指導を中止せざるを得ない課題があるため、既存プールにおいても日除けの設置等の暑さ対策を検討する必要があります。

教育活動以外の機能・役割の調整

多くの学校がプールを消防水利としているため、拠点校化する際（自校プールを廃止する際）は消防と調整を行います。

(4) 建替えに係る概算費用と経費の確保

建替えに要する経費については、近年の物価の高騰や工期の長期化、施設規模の増加等により、相当に高額になることが想定されます。他自治体の実績や今後必要となる建物水準などを考慮すると、現時点では 90 億円～100 億円程度かかると想定しています。これは現時点の想定であり、今後の原材料価格や人件費の高騰などにより、さらに経費がかかる可能性もあります。

計画的な建替えを実施していくために、的確な想定経費を算出するとともに、積み立てている義務教育施設整備基金と起債をバランスよく活用していく必要があります。建替えに要する経費を財政フレームにも反映し、中長期的な財政見通しのなかで、計画的に予算措置を講じることで、単年度負担を平準化し、区財政への影響を少なくしていきます。

さらに、国や都における建替えに要する負担金、補助金等についても可能な限り活用していきます。

■ 建替えに係る概算費用の試算

建替え費用の算出は、本計画策定のための事前調査時の実績単価に、建設費の指標である国土交通省の「建設工事費デフレーター（RC 学校）」から物価上昇率を算定し、単価に乗じています。また、建替え後の学校は、教室面積の増加など想定されるため、延床面積の増加も考慮しています。

こうして各学校及び代替校舎ごとに必要費用を算出すると、令和 9 年度から代替校舎の設計費用がかかり、令和 13 年度から令和 17 年度までは、毎年約 100 億円程度かかる見込みです。また、令和 18 年度以降は第二期の学校の建替え費用もかかります。

なお、試算については、本計画策定時の試算であり、今後の物価上昇等により適切に補正する必要があります。

9. 計画の継続的運用

(1) 各学校の建替え時の検討の進め方

各学校の建替えに当たっては、荒川区学校施設整備水準で示す施設整備を原則としたうえで、各学校の伝統や個性、地域性等を考慮し学校ごとに特色ある活動や多様な教育活動を推進していくことができるよう、施設整備を進めていきます。また、学校施設は地域コミュニティの核となる施設であることから、具体的な取組の実施にあたっては、地域住民や関係団体等との意見交換を行うなど、区民の意見を反映しながら事業を進めていきます。

(2) PDCA サイクルによる計画の見直し

庁内の取組体制の整備、情報の共有化

本計画の推進に当たっては、全庁的に連携しながら教育施設の整備に取り組んでいくとともに、荒川区公共施設等総合管理計画との連携を図りつつ、複合化する場合等、部署横断的な体制で計画の進捗状況を管理していきます。また、本計画と荒川区教育施設長寿命化計画の整合を図り、効率的かつ効果的な維持管理に向けた取り組みを推進することを目指します。

フォローアップ

本計画は、約 30 年間という長期の計画であり、学校教育を取り巻く環境の変化や児童生徒数の推移等に対応する必要があるため、5 年間隔を目途に、PDCA サイクルによる随時見直しを行い、実現性・実行性を確保した計画とします。



< 参考 >

児童生徒・教職員へのアンケート結果

1 調査の目的

老朽化が進む学校施設の計画的な建替えに向けた計画策定にあたり、新しい学びの実現や、教育の質の向上をあわせて図るため、教育現場で働く教職員等及び児童生徒の声を参考とすることを目的に、アンケート調査を実施した。

2 調査方法

(1) 調査対象

区立学校教職員、小学5年生の児童、中学2年生の生徒

(2) 調査方法

WEBアンケート

(3) 実施期間

令和8年3月13日～3月31日

3 回答数及び回答率

(1) 教職員

回答数：256件 回答率：16.3%

(2) 児童生徒

回答数：1304件 回答率：49.0%

4 回答者の属性

(1) 教職員

小学校	中学校
162	94

管理職	教育職員	時間講師	非常勤教員	事務職員	栄養士	学校用務
24	177	1	6	3	4	8
特別支援教室 専門員	特別支援教育 支援員	SSW	学校司書	会計年度 任用職員等	その他	
4	4	2	3	17	3	

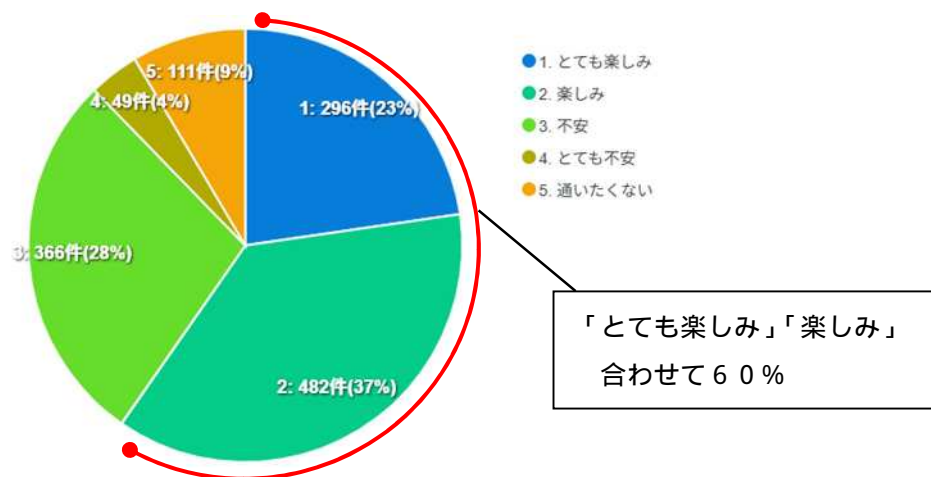
(2) 児童生徒

児童（小学5年生）	生徒（中学2年生）
726	578

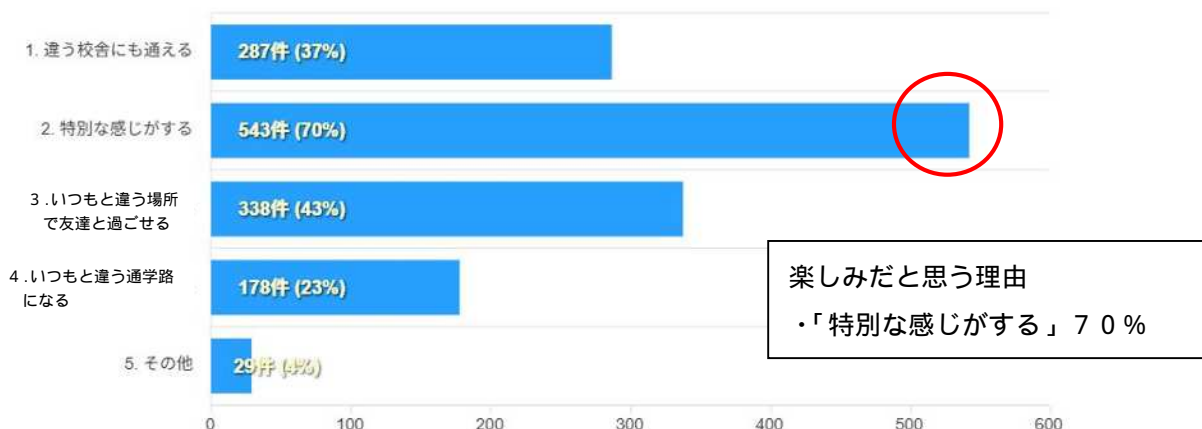
5 結果概要

【児童生徒アンケート】 回答数：1,304件

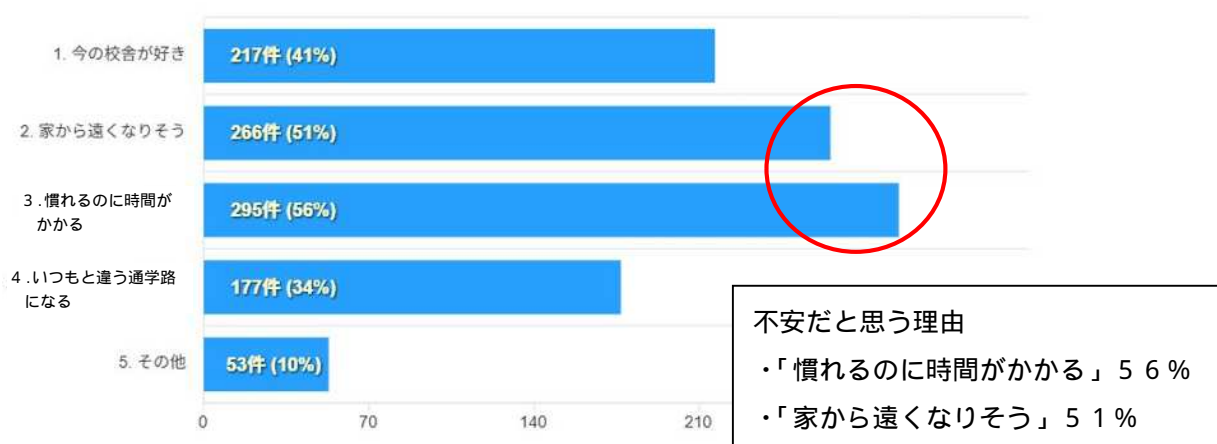
Q1 将来、あなたが通っている学校を建替える時に、3～4年間くらい、今までとは別の校舎に通学してもらうこともあります。今とは違う校舎で、勉強や友達と遊んだりすることについてどう思いますか。



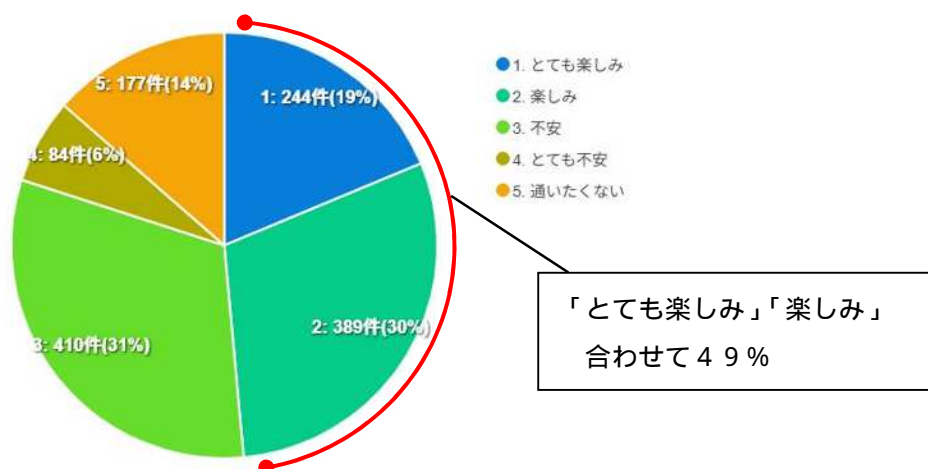
[(とても楽しみ、楽しみと答えた方にお聞きします) どのような理由で楽しみだと思いますか。当てはまるもの全て選んでください。]



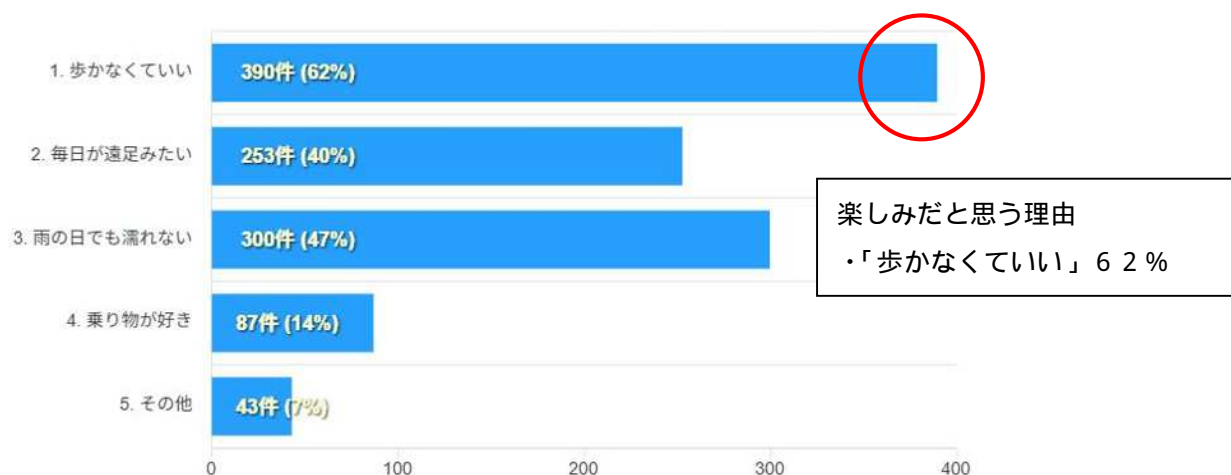
[(不安、とても不安、通いたくないと答えた方にお聞きします) どのような理由で不安だと思いますか。当てはまるもの全て選んでください。]



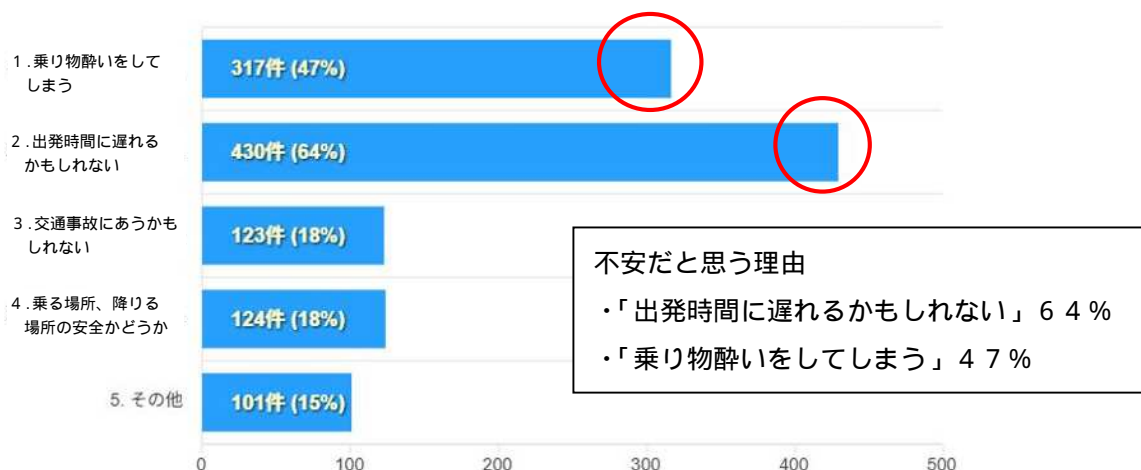
Q 2 学校を建替えている間、別の校舎にバスで通学することになることについてどう思いますか。（建替え期間は、3～4年間くらいで、10分～30分くらいバスに乗ることが考えられます。）



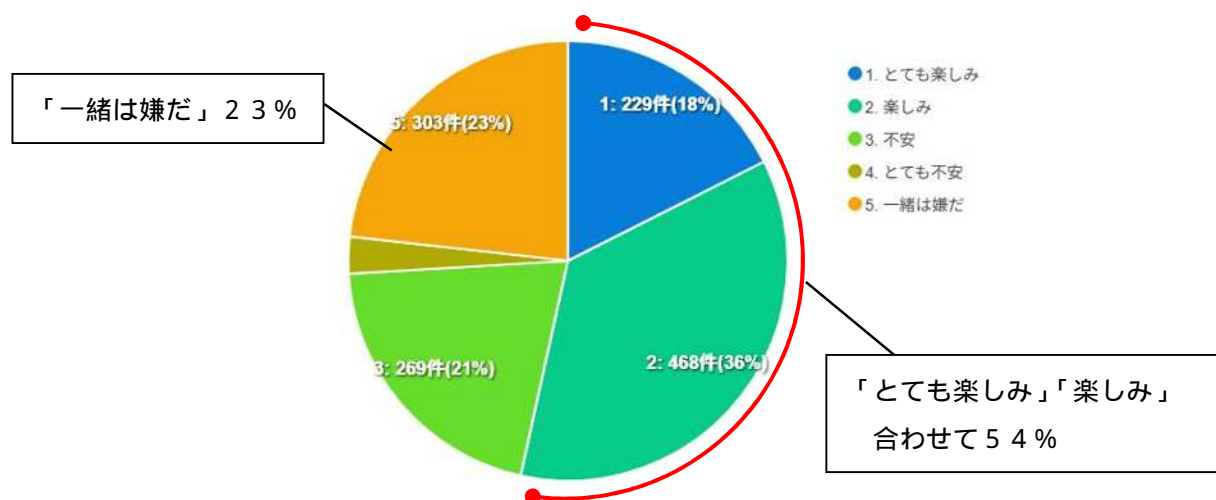
〔（とても楽しみ、楽しみと答えた方にお聞きします）どのような理由で楽しみだと思いますか。当てはまるもの全て選んでください。〕



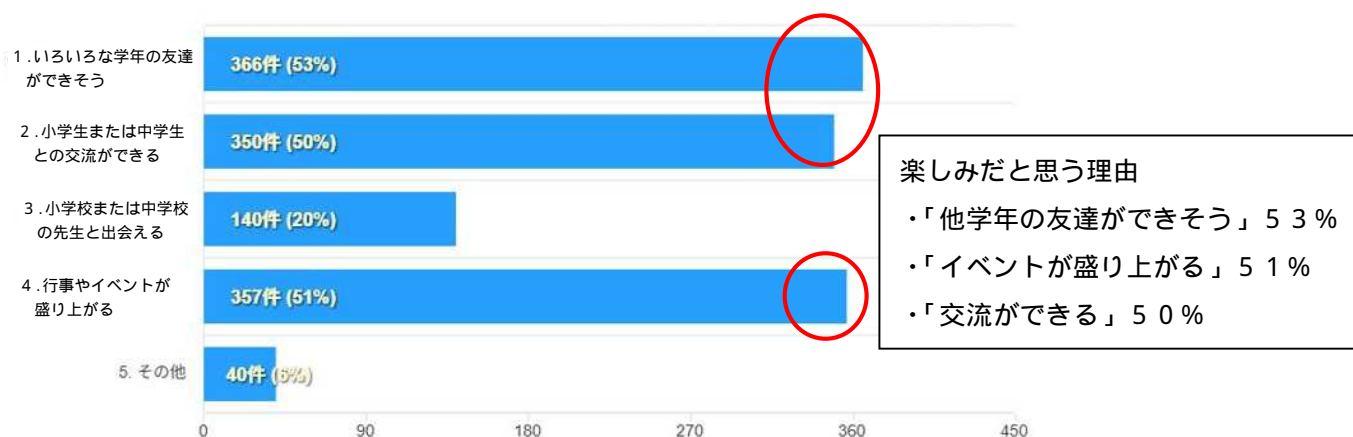
〔（不安、とても不安、通いたくないと答えた方にお聞きします）どのような理由で不安だと思いますか。当てはまるもの全て選んでください。〕



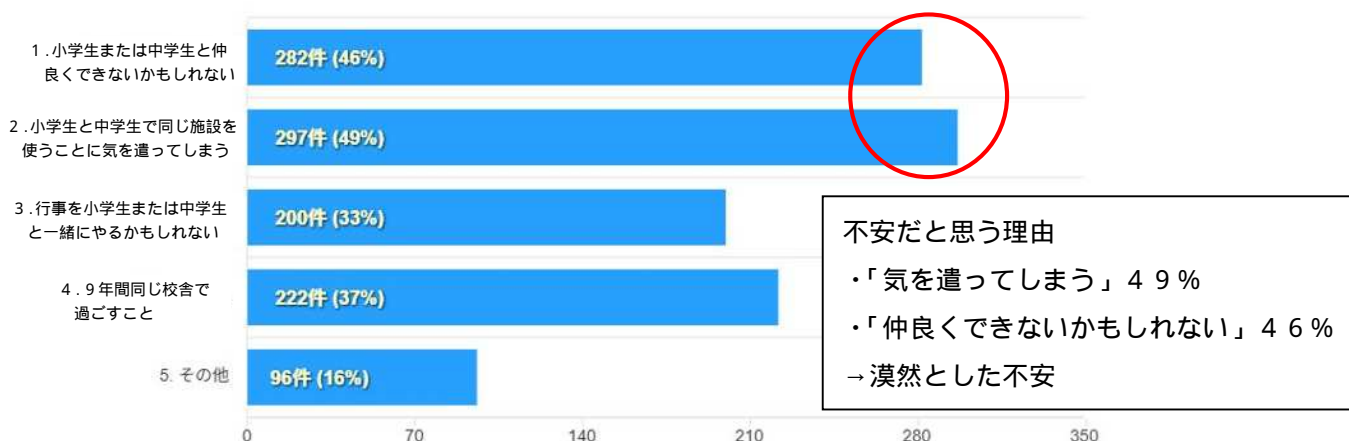
Q3 学校を建替えて新しくなった校舎に、小学1年生から中学3年生までが同じ校舎で勉強する「小中一貫校」をつくることについてどう思いますか。



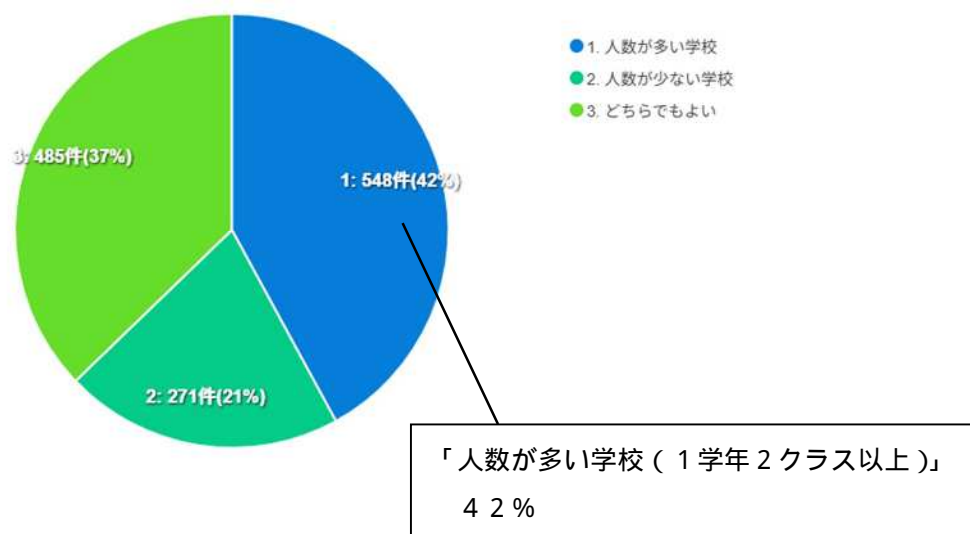
[(とても楽しみ、楽しみと答えた方にお聞きします) どのような理由で楽しみだと思いますか。当てはまるもの全て選んでください。]



[(不安、とても不安、一緒に嫌だと答えた方にお聞きします) どのような理由で不安だと思いますか。当てはまるもの全て選んでください。]



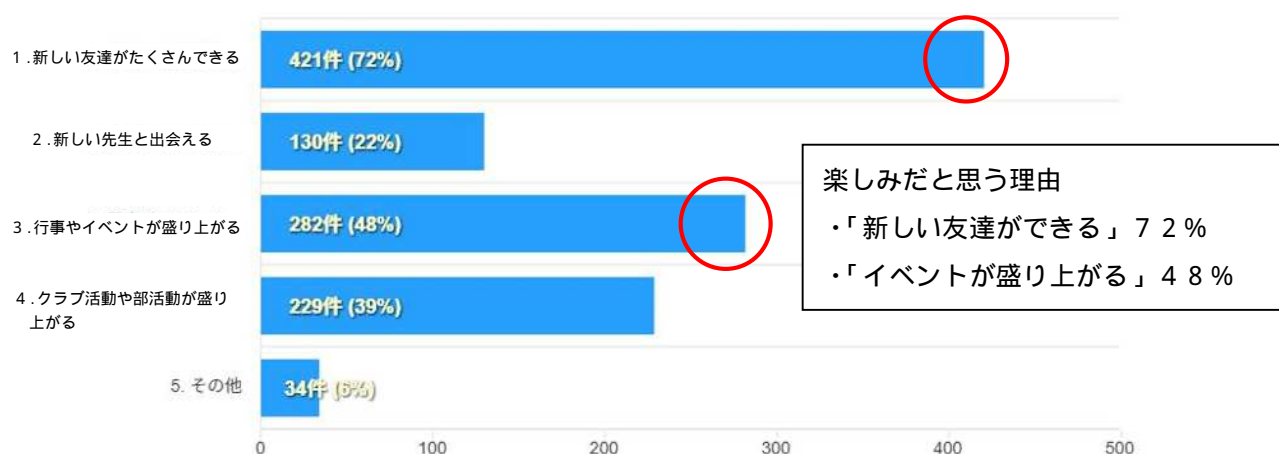
Q 4 子どもの数が多い学校と少ない学校、どちらの学校があなたには合っていると思いますか。[当てはまるものを1つ選んでください。(人数が多い学校：1学年2クラス以上、人数が少ない学校：1学年1クラス以下)]



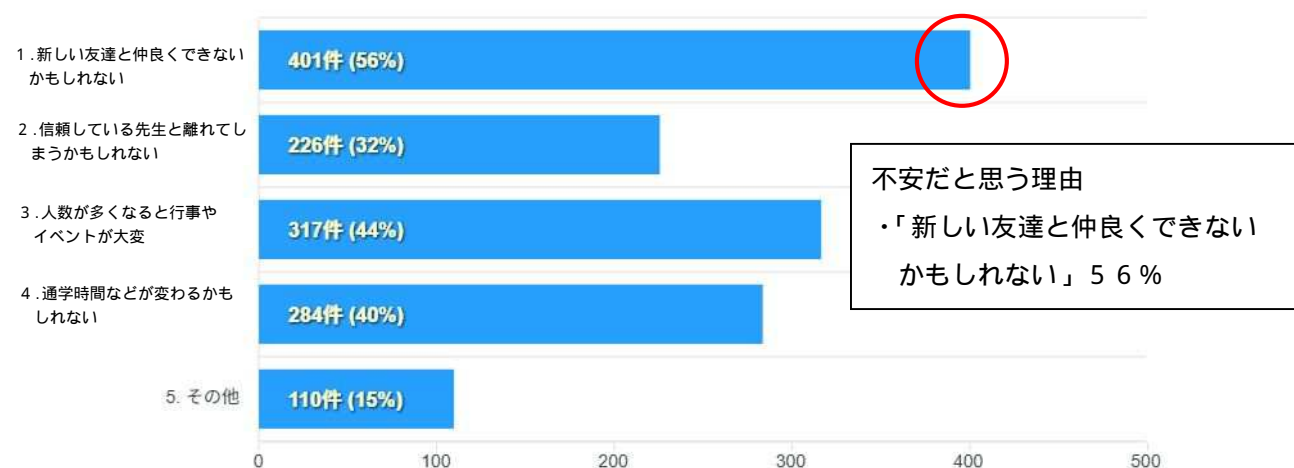
Q 5 あなたが通っている学校と近くの学校が一つになる（統合する）としたら、どう思いますか。



[（とても楽しみ、楽しみと答えた方にお聞きします）どのような理由で楽しみだと思いますか。当てはまるもの全て選んでください。]



[（不安、とても不安、一つになる（統合する）のは嫌だと答えた方にお聞きします）どのような理由で不安だと思いますか。当てはまるもの全て選んでください。]

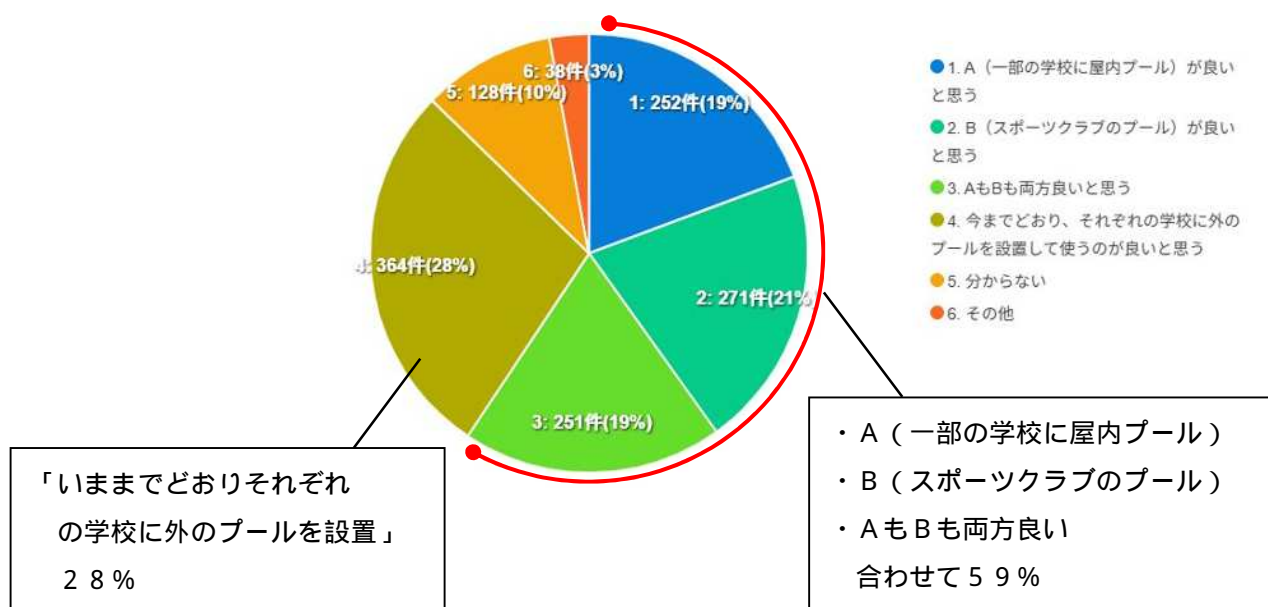


Q 6 未来の荒川区の学校におけるプール授業について、現在以下の2つの案が考えられています。

A.一部の学校にだけ屋内プールをつくり、周辺のいくつかの学校はプール授業の時はその学校に通う

B.学校にはプールをつくらず、スポーツクラブのプールを使う

この案について、あなたはどのように思いますか。



Q 8 将来の学校の建替えについて、必要だと思うことやこうだったらいいなと思うことなど自由に意見を書いてください。

< 自由記述回答数：984件 >

区分	件数	割合	主な要望内容（キーワード）
校舎の美観・清潔感	315	32.0%	きれい、明るい、おしゃれ、ホテルのような、新築感
運動施設（体育館・校庭）	276	28.0%	体育館を広く、人工芝、遊具、屋内プール、水はけ
トイレの改善	231	23.5%	洋式化、自動洗浄、トイレ用擬音装置、臭い改善、乾式（ドライ）
自習室・学習スペース	187	19.0%	自習室、集中できる場所、放課後学習、図書室のカフェ化
空調設備、手洗い場	157	16.0%	体育館のエアコン、全館空調、温水が出る蛇口
バリアフリー設備	123	12.5%	エレベーター、エスカレーター、廊下を広く、段差なし
生活利便性（自販機・給水）	98	10.0%	自販機、ウォーターサーバー、売店、大きなロッカー
I C T・教室の設備更新	74	7.5%	Wi-Fi、ホワイトボード、広い机、タブレット環境
交流・リフレッシュ空間	44	4.5%	中庭、屋上開放、ラウンジ、一人で落ち着ける場所
防犯・安全・防災	39	4.0%	耐震、防犯カメラ、避難所機能、セキュリティ

< 主な傾向 >

（１）校舎の「きれいさ」への強い要望

全体を通じて最も多かった意見は「きれいな校舎にしてほしい」であり、ほぼすべての学校で繰り返し記載があった。

例：「きれいな校舎にしてほしい」「温かみのある綺麗な校舎」「きれいで大きな校舎がいい」

（２）体育館・校庭の拡張

体育館を大きくしてほしい、校庭を広くしてほしい、人工芝にしてほしいなど、運動環境の改善を求める声が多い。

（３）トイレの改善

「匂い」「個室数」「清潔さ」「ウォシュレット」など、具体的な改善要望が多数寄せられた。

（４）学習環境の充実（自習室・広い教室・図書室）

「自習室を作してほしい」という意見が非常に多く、静かに集中できる環境を求める声強い。また、教室や図書室を広くしてほしいという要望も多く見られた。

（５）バリアフリー設備

エレベーターやエスカレーターの設置を求める声が多く、特に怪我や体調不良時の移動負担を理由に挙げる児童生徒が多い。

（６）交流・休憩スペース

「友達と話せる場所」「ゆったり部屋」など、交流や休息のためのスペースを求める意見が複数あった。

（７）その他

芝生化、植物や生き物と触れ合える場所、動物の飼育スペースなど、小学校を中心に自然環境の充実を求める声が見られた。

また、「今の校舎が好き」「面影を残してほしい」という意見も一定数あった。

【教職員アンケート】 回答数：256件 全問記述回答 件数は延べ件数を記載

Q1 建替え中の代替校舎使用についてご意見をお聞かせください。

区分	件数	割合
代替校舎の使用に賛成（やむを得ない）	111	43.4%
児童生徒の安全確保や負担軽減が最優先	44	17.2%
なるべく近くの代替校舎が使用できると良い	30	11.7%
代替校舎の設備環境整備への要望	18	7.0%
教育活動への影響に懸念	14	5.5%
敷地内での建替え（居ながら工事）が良い	10	3.9%
引っ越し作業への負担に懸念	8	3.1%
教職員の負担に懸念	6	2.3%
地域・保護者への丁寧な説明が必要	6	2.3%
特に意見なし	48	18.8%

<主な傾向>

- ・建替えのための代替校舎使用に賛成の意見が4割を超えている。
- ・一方で、児童生徒の安全確保の声も2割弱あった。
- ・代替校舎における空調等の設備環境の整備を望む声があった。
- ・低学年の通学負担や、体育館・校庭等の運動スペース確保への課題を指摘する声があった。

Q2 建替え中のバス通学についてご意見をお聞かせください。

区分	件数	割合
スクールバスは必要（やむを得ない、条件付き）	108	42.2%
遅刻・早退・不登校児対応の不安	40	15.6%
できれば徒歩通学が望ましい	27	10.5%
バス運行の実現性（渋滞・本数・ルート）	27	10.5%
安全面の懸念	25	9.8%
教職員の負担増を懸念	20	7.8%
バス酔い・体調面の懸念	13	5.1%
保護者負担の増加を懸念	12	4.7%
教育活動における対応への影響懸念	11	4.3%
特に意見なし	30	11.7%

<主な傾向>

- ・バス通学に賛成、必要との意見が4割以上を占めるが、「安全確保ができること」、「距離が遠い場合は反対」、等の意見があった。
- ・遅刻・不登校児童生徒への対応に不安を示す意見が15%程度あった。
- ・渋滞や道路事情から、スクールバスの実現性への懸念を示す意見が10%程度あった。
- ・「安全面」「教職員の負担」「保護者の負担」等から、総合的に見て徒歩が望ましいとする意見が10%程度あった。
- ・運行管理・車内トラブル対応・添乗員配置など、運用面での要望があった。

Q 3 統合についてご意見をお聞かせください。

区分	件数	割合
統合は必要（適正規模にすべき、教育活動の向上に期待）	86	33.6%
統合はやむを得ない	56	21.9%
地域の理解・丁寧な説明が必要	21	8.2%
統合校への配慮が必要（実務的な準備や心情への配慮）	20	7.8%
統合に反対	13	5.1%
小規模校の良さを残してほしい	7	2.7%
統合後の規模が大きくなりすぎないか心配	7	2.7%
統合によるデメリット（文化・伝統の喪失）	5	2.0%
その他	6	2.3%
特に意見なし	39	15.2%

< 主な傾向 >

- ・少子化・単学級化を背景に、適正規模とするには統合が必要との意見が3割以上を占める。
- ・一方で、地域の意見や繋がりに配慮し、慎重に進めるべきとの意見が8%程度あった。
- ・反対意見の理由として、地域に根ざした教育、小規模校ならではの良さを尊重すべきとの意見が挙げられている。
- ・統合後に再び人口増に転じて規模が大きくなることを懸念する声があった。
- ・学校がなくなる場合には思い出を繋ぐ方法を検討すべきとの意見や、統合することによる通学距離・教育活動への影響を心配する声もあった。

Q 4 適正な学級数や、一学級の児童生徒数についてご意見をお聞かせください。

区分	件数	割合
12～18学級が望ましい	88	34.4%
1学級30人以下が望ましい	62	24.2%
（中学校）各学年3～4学級が望ましい	15	5.9%
（中学校）各学年5学級以下が望ましい	6	2.3%
（中学校）40人学級は多い	6	2.3%
（中学校）各学年3学級以上が望ましい	5	2.0%
（小学校）各学年3～4学級が望ましい	6	2.3%
単学級は避けたい	5	2.0%
その他	31	12.1%
特に意見なし	30	11.7%

< 主な傾向 >

- ・小中学校とも、12～18学級を適正規模とすることを支持する意見が最も多く、全体で3割以上を占める。
- ・小中学校とも、1学級30人以下が望ましいとする意見が多く、全体で24%程度あった。
- ・中学校は、現在の状況を踏まえ、「一学年6学級は多い」との意見があった。
- ・適正な学級規模として、「子ども一人ひとりに目が行き届く環境」と、「多様な考え方や価値観に触れる機会を確保できること」のバランスをとる必要があるとの意見があった。

Q 5 小中一貫校についてご意見をお聞かせください。

区分	件数	割合
賛成（条件付き含む）	122	47.7%
反対	39	15.2%
慎重に検討すべき	38	14.8%
中1ギャップ解消を評価	21	8.2%
教職員の負担増を懸念	19	7.4%
人間関係の固定化を懸念	14	5.5%
校舎・施設のキャパシティの懸念	14	5.5%
時程・カリキュラム調整の難しさ	11	4.3%
小学校高学年のリーダー性低下を懸念	9	3.5%
特に意見なし	36	14.1%

< 主な傾向 >

- ・賛成意見が5割弱を占めるが、「校舎の規模が確保できれば」、「十分な交流ができるのであれば」、等の意見があった。
- ・中1ギャップの解消を評価する声が8%程度あった。
- ・慎重に検討すべきといった意見が15%弱あった。
- ・「人間関係の固定化」「リーダー性の低下」「施設不足」「教員負担」への懸念の声があった。

Q 6 その他、建替えに関するご意見等をお聞かせください。

区分	件数	割合
老朽化のため建替え賛成	25	9.8%
安全性・防災・防犯の強化を希望	12	4.7%
設備水準の向上を希望（ICT・水回り・空調・収納）	11	4.3%
児童生徒第一で進めてほしい	10	3.9%
バリアフリー・エレベーター設置	6	2.3%
地域・保護者への説明を丁寧にすべき	6	2.3%
教職員の負担軽減を求める	5	2.0%
特別支援・別室登校の環境整備	4	1.6%
学校図書館・学習環境の充実	4	1.6%
その他	16	6.3%
特に意見なし	175	68.4%

< 主な傾向 >

- ・老朽化への危機感が強く、建替えを推進してほしいという意見が1割弱あった。
- ・建替えに当たっては、「安全性・防災・防犯の強化」や、「設備水準の向上」を求める声がそれぞれ5%弱あった。
- ・「児童生徒第一」「バリアフリー化」「地域・保護者への説明」「教職員の負担軽減」に関する意見がそれぞれ2～3%程度あった。
- ・その他の意見として、思い出や歴史を残す工夫をしてほしい、余裕のある執務環境、柔軟に使えるスペースの確保、現校舎の設備環境改善の要望といった声があった。